



平成23年12月9日

九州地方整備局

九州ブロック発注者協議会 第8回幹事会を開催しました ～公共工事の品質確保に向けて～

九州ブロック発注者協議会の第8回幹事会を開催しましたのでお知らせします。

今回は、総合評価落札方式の拡大に向け、各発注機関の取り組み状況と、問題点について情報交換をしました。

なお、議事概要の詳細は、別紙のとおりです。

○開催日時：平成23年12月2日（金） 13:30～15:00

○開催場所：第五博多偕成ビル 10階会議室（福岡市博多区博多駅東1-18-25）

○参考添付資料：（1）会議次第
（2）資料

九州ブロック発注者協議会（平成20年10月27日設立）とは、総合評価方式の導入・拡大等について発注者間相互の連絡調整を図ることにより、公共工事の品質確保の推進に寄与することを目的とし、公共工事を発注する48機関（国17、県7、政令市2、市7、独立行政法人等6、及び国立大学法人9）が参画しています。

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局

住 所：福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

電話番号：（092）471－6331（代表）

（092）476－3546（技術管理課直通）

地方事業評価管理官	いわや 岩屋	しんいちろう 信一郎	（内線：2118）
企画部 工事品質調整官	やまかわ 山川	たけはる 武春	（内線：3130）
企画部 技術管理課長	あだち 足立	たつお 辰夫	（内線：3311）

[九州ブロック発注者協議会 第8回幹事会の概要について]

- 日 時：平成23年12月2日（金）13：30～15：00
- 場 所：第五博多偕成ビル 10階会議室（福岡市博多区博多駅東1-18-25）
- 参画機関：48機関（国：17機関、地方公共団体：16機関、独立行政法人等：6機関、国立大学法人：9機関）

【 議事概要 】

1、各発注機関における公共工事の品質確保の取組み状況について

- 1）全機関の取組状況として、平成23年度中間報告概要を九州地方整備局より説明。
各機関の総合評価実施状況、工事監督・検査要領及び工事成績評定の適用状況を報告。
- 2）九州地方整備局における平成23年度の取組状況について説明。
- 3）九州農政局における平成23年度の取組状況、市町村への総合評価方式の導入支援について説明。
- 4）九州防衛局における平成23年度の取組状況、市町村への総合評価方式の導入支援について説明。
- 5）九州大学における平成23年度の取組状況について説明。
- 6）福岡県における平成23年度の取組状況、市町村への総合評価方式の導入支援について説明。
- 7）福岡市における平成23年度の取組状況について説明。
- 8）西日本高速道路(株)九州支社における平成23年度の取組状況及び、今年度新たに導入される価格評価点の加算方式や低入札価格調査等制度見直しについて説明。

2、情報提供

九州地方整備局から各機関へ「建設産業の再生と発展のための方策2011」の概要、地域維持型契約方式及び、段階選抜方式等について情報提供。

3、まとめ

⇒幹事長

九州ブロックの各々の発注者が品確法の趣旨を踏まえ、責務として公共工事の品質確保の促進を図っていくことが、従来にもまして益々重要であると感じております。

次回は今年度末に幹事会を開催予定し、取組結果や次年度に対する課題に関して情報交換を行いたいと考えておりますので、引き続きご協力をよろしくお願いします。

日 時：平成23年12月2日(金)
13:30～15:00
場 所：第五博多偕成ビル
10階会議室

九州ブロック発注者協議会 第8回幹事会

会 議 次 第

1. 挨拶 国土交通省 九州地方整備局 企画部長

2. 議 題

1) 各機関における公共工事の品質確保の取組み状況について

『各発注機関における平成23年度上半期の取組実績について』

2) 情報提供

『建設産業行政の現状と最近の取組みについて』

① 建設産業の再生と発展のための方策2011

・地域維持型契約方式について

② 総合評価落札方式の活用・改善等による品質確保に関する検討について(案)

③ 多様な発注方式の導入・普及に関する検討

3) 質疑応答

九州ブロック発注者協議会 第8回幹事会

【資 料】

資料－１	九州ブロックにおける各発注機関の取組状況	・・・ P1
資料－２	九州地方整備局の取組状況	・・・ P6
資料－３	九州農政局の取組状況	・・・ P22
資料－４	九州防衛局の取組状況	・・・ P24
資料－５	九州大学の取組状況	・・・ P25
資料－６	福岡県の取組状況	・・・ P26
資料－７	福岡市の取組状況	・・・ P27
資料－８	西日本高速道路(株)の取組状況	・・・ P29
資料－９	建設産業行政の現状と最近の取り組みについて	・・・ P36
参考資料	公共工事の入札お及び契約の適正化の推進について	・・・ P57

九州ブロック発注者協議会における「公共工事の入札方式の概要」及び「総合評価落札方式の実施状況」一覧

資料－1

	公共工事の入札方式の概要	※随意契約を除く、全ての工事発注件数										総合評価落札方式の実施状況		工事監督・検査要領 の適用状況	工事成績評定 の適用状況
	平成23年10月1日現在の 「入札方式」の概要	平成20年度 実績		平成21年度 実績		平成22年度 実績		平成23年度 目標及び実績				総合評価方式適用基準(工事)		平成23年10月1日現在の 工事監督・検査要領の適用 状況	平成23年10月1日 現在の工事成績 評定の適用状況
								平成23年度 目標 (H23.4.1時点)		平成23年度 9月末までの実績					
		全工事件数※	左記件数の内、 総合評価適用 工事件数	全工事件数※	左記件数の内、 総合評価適用 工事件数	全工事件数※	左記件数の内、 総合評価適用 工事件数	全工事件数※ (予定)	左記件数の内、 総合評価適用 工事件数(予定)	全工事件数※	左記件数の内、 総合評価適用 工事件数	現行(平成23年10月1日 現在)の適用基準	今後の拡大予定		
警察庁 九州管区警察局	一般競争入札 250万円以上	0件	0件	0件	0件	2件	0件	未定	未定	0件	0件	－	試行を検討中	×	○
財務省 九州財務局	一般競争入札 250万円超	8件	0件	9件	0件	11件	0件	10件程度	0件	5件	0件	－	宿舍新築工事を検討	○	×
財務省 福岡財務支局	一般競争入札 250万円以上	31件	0件	26件	1件	21件	0件	10件程度	0件	14件	0件	－	宿舍新築工事を検討	○	×
財務省 門司税関	一般競争入札 250万円以上	4件	0件	8件	0件	2件	0件	3件	未定	3件	0件	－	工事の内容をみて試行する	×	×
財務省 長崎税関	一般競争入札 250万円以上	3件	0件	7件	0件	1件	0件	件数未定	未定	2件	0件	－	工事の内容をみて試行する	×	×
財務省 国税庁 福岡国税局	一般競争入札 250万円を超えるもの	26件	0件	19件	0件	13件	0件	10件程度	未定	12件	0件	－	試行を検討中	×	×
財務省 国税庁 熊本国税局	一般競争入札 250万円超	17件	0件	17件	0件	16件	0件	10件程度	未定	10件	0件	－	試行を検討中	×	×
農林水産省 九州農政局	一般競争入札 250万円以上	287件	166件	292件	267件	260件	252件	130件	130件	84件	84件	原則 250万円を超える場合全ての工事	原則 250万円を超える場合全ての工事	○	○
農林水産省 林野庁 九州森林管理局	原則として、全て一般競争入札	422件	266件	537件	413件	288件	241件	300件程度	280件程度	139件	133件	1千万円以上	予定価格2億円以上の工事において、 施工体制確認型を試行する	○	○
経済産業省 九州経済産業局	一般競争入札 250万円超	0件	0件	0件	0件	0件	0件	－	－	0件	0件	－	当面公共工事の発注予定がない	×	×
国土交通省 九州地方整備局	○一般競争入札 2,500万円以上 ○工事希望型競争入札 2,500万円未満	1,894件	1,872件	2,023件	2,020件	1,466件	1,433件	1,000件程度	1,000件程度	657件	655件	原則として全ての工事 (1千万円以上は施工体制確認型)	原則として全ての工事 (1千万円以上は施工体制確認型)	○	○
国土交通省 九州運輸局	一般競争入札 250万円を超えるもの	3件	0件	1件	0件	4件	0件	未定	未定	0件	0件	原則として全ての工事	原則として全ての工事	×	×
国土交通省 海上保安庁 第七管区海上保安本部	一般競争入札 250万円を超えるもの	29件	0件	62件	0件	25件	0件	10件程度	未定	10件	0件	－	試行を検討中	○	×
国土交通省 海上保安庁 第十管区海上保安本部	一般競争入札 250万円を超えるもの	21件	0件	27件	0件	10件	0件	11件程度	未定	10件	0件	－	試行を検討中	○	×
環境省 九州地方環境事務所	○一般競争入札 500万円以上	18件	1件	12件	3件	18件	0件	17件	件数未定	17件	0件	6千万円以上	6千万円以上	○	○
防衛省 九州防衛局	原則として、全て一般競争入札	142件	100件	151件	115件	119件	74件	105件	76件	113件	47件	原則として総合評価方式により発注する (特に小規模な工事等で、その内容に照ら して総合評価方式を適用する必要がない 場合は適用しないことができる)	原則として全ての工事 (同左)	○	○
福岡高等裁判所	原則として、全て一般競争入札	25件	20件	24件	24件	19件	19件	件数未定	件数未定	4件	4件	原則として、全ての入札案件	原則として全ての入札案件	○	○

九州ブロック発注者協議会における「公共工事の入札方式の概要」及び「総合評価落札方式の実施状況」一覧

資料－1

	公共工事の入札方式の概要	※随意契約を除く、全ての工事発注件数												総合評価落札方式の実施状況												工事監督・検査要領 の適用状況	工事成績評定 の適用状況
	平成23年10月1日現在の 「入札方式」の概要	平成20年度 実績		平成21年度 実績		平成22年度 実績		平成23年度 目標及び実績				総合評価方式適用基準（工事）				平成23年10月1日現在の 工事監督・検査要領の適用 状況	平成23年10月1日 現在の工事成績 評定の適用状況										
		全工事件数※	左記件数の内、 総合評価適用 工事件数	全工事件数※	左記件数の内、 総合評価適用 工事件数	全工事件数※	左記件数の内、 総合評価適用 工事件数	平成23年度 目標 (H23.4.1時点)		平成23年度 9月末までの実績		総合評価方式適用基準（工事）															
								全工事件数※ (予定)	左記件数の内、 総合評価適用 工事件数(予定)	全工事件数※	左記件数の内、 総合評価適用 工事件数	現行(平成23年10月1日 現在)の適用基準	今後の拡大予定														
福岡県 県土整備部	一般競争入札 5,000万円以上	2,591件	153件	3,356件	144件	3,214件	95件	件数未定	件数未定	749件	38件	5千万円以上	未定	○	○												
福岡県 農林水産部		549件	92件	506件	88件	503件	80件	件数未定	件数未定	231件	53件	5千万円以上	未定														
福岡県 建築都市部		531件	107件	445件	106件	382件	92件	件数未定	件数未定	167件	23件	5千万円以上	未定														
佐賀県 県土づくり本部	一般競争入札 全工事対象 ○230億円未満は条件付き ○250万円以下は随意契約可	1,399件	113件	1,913件	146件	2,012件	193件	1800件程度	110件程度	644件	53件	6千万円(建築1.5億円以上) (5千万円以上から試行) (舗装・法面2.5千万円以上)	今年度の状況をみて検討	○	○												
長崎県 土木部	一般競争入札 ○土木一式工事、とび・土工、コンクリート工事 (3,500万円以上) (1,000万円以上で一部試行) ○舗装工事(3,000万円以上) ○その他(5,000万円以上)	1,633件	107件	1,323件	83件	1,624件	79件	件数未定	80件程度	約800件	26件	原則1億円以上	未定	○	○												
長崎県 農林部		279件	19件	266件	6件	278件	3件	200件程度	5件程度	約100件	3件																
熊本県 土木部	一般競争入札 3,000万円以上	1,900件	159件	2,230件	170件	2,152件	213件	1,800件程度	200件程度	597件	54件	原則3千万円以上	試行の状況を踏まえ検討	○	○												
熊本県 農林水産部		549件	41件	651件	74件	635件	106件	500件程度	100件程度	174件	69件	原則3千万円以上															
大分県 土木建築部	一般競争入札 4,000万円以上	1,823件	158件	2,114件	199件	2,001件	173件	件数未定	件数未定	1,000件	92	5千万円以上	試行の検証を踏まえ検討	○	○												
大分県 農林水産部		528件	33件	560件	75件	515件	72件	件数未定	件数未定	220件	37	5千万円以上															
宮崎県 県土整備部	一般競争入札 250万円以上	1,719件	484件	1,591件	733件	1,580件	769件	1,500件程度	750件程度	396件	190件	250万円以上から抽出	今年度の状況をみて検討	○	○												
宮崎県 農政水産部		380件	65件	350件	129件	278件	131件	件数未定	半数程度	64件	22件	250万円以上から抽出	今年度の状況をみて検討														
宮崎県 環境森林部		128件	42件	140件	73件	145件	66件	件数未定	件数未定	29件	12件	250万円以上から抽出	未定														
鹿児島県 土木部	一般競争入札 5,000万円以上	3,238件	57件	3,884件	90件	3,234件	134件	件数未定	前年度と 同程度	993件	59件	5千万円以上から抽出	今年度の状況をみて検討	○	○												
鹿児島県 農政部		818件	3件	780件	20件	898件	21件	500件程度	10件程度	380件	6件	一般競争土木一式(5千万円以上1億円未満) ・一般競争橋梁上部工(5千万円以上WTO未満) の全ての工事	今年度の状況をみて検討														

九州ブロック発注者協議会における「公共工事の入札方式の概要」及び「総合評価落札方式の実施状況」一覧

資料－1

	公共工事の入札方式の概要	※随意契約を除く、全ての工事発注件数										総合評価落札方式の実施状況		工事監督・検査要領 の適用状況	工事成績評定 の適用状況
		平成20年度 実績		平成21年度 実績		平成22年度 実績		平成23年度 目標及び実績				総合評価方式適用基準（工事）			
								平成23年度 目標 (H23.4.1時点)		平成23年度 9月末までの実績					
								全工事件数※	左記件数の内、 総合評価適用 工事件数	全工事件数※	左記件数の内、 総合評価適用 工事件数				
												現行(平成23年10月1日 現在)の適用基準	今後の拡大予定		
北九州市	○一般競争入札 土木、水道施設 2,500万円以上 建築 4,500万円以上 電気、管 1,200万円以上 造園 2,000万円以上 その他 1億円以上	1,251件	25件	1,724件	49件	1,926件	64件	件数未定	70件程度	713件	20件	(工種：土木、鋼、舗装、造園、水道施設) ①原則1億円以上の工事で試行 ②5千万円以上1億円未満の工事で、技術的工 夫の余地のある工事 (工種：港湾、建築) ①原則1億円以上の工事で試行 (工種：電気、管) ①5千万円以上の工事の中から、工事内容に応 じて選定して試行 (工種：機械器具、電気通信) ①1億円以上の工事の中から、工事内容に応じ て選定して試行	今年度の状況をみて検討	○	○
福岡市	○一般競争入札 一般土木・建築 2,000万円以上、 ほ装:2,500万円以上、その他:1,500万円以上 (28.3億円未満の工事は全て制限付)	1,788件	16件	2,009件	20件	1,959件	33件	1,800件程度	50件程度	922件	17件	2億円以上の工事へ本格導入及び 2億円未満の工事で試行継続	対象を1億円まで拡大予定	○	○
福岡県 久留米市	条件付一般競争入札 1,000万円以上	708件	10件	692件	24件	689件	46件	700件程度	70件程度	271件	37件	原則5千万円以上の工事	今年度の状況をみて検討	○	○
佐賀県 佐賀市	○指名競争入札 1,000万円未満 ○条件付一般競争入札 1,000万円以上	506件	1件	592件	3件	590件	2件	500件程度	件数未定	265件	0件	1千万円以上から抽出	未定	○	○
長崎県 長崎市	全工事制限付一般競争入札	780件	2件	968件	1件	942件	1件	800件程度	2件	422件	2件	工事内容により工事担当課と協議のうえ試行	現行どおり	工事検査 工事監督 ○ ×	○
熊本県 熊本市	一般競争入札 1,000万円以上	699件	10件	954件	19件	1,023件	49件	850件程度	100件程度	383件	25件	1千万円以上から抽出	未定	○	○
大分県 大分市	○一般競争入札 2,500万円以上	498件	6件	694件	10件	624件	15件	433件程度	15件程度	251件	14件	価格と技術的要素から抽出	現行どおり	○	○
宮崎県 宮崎市	○一般競争入札 6,000万円以上の建設工事 (条件付き) ○指名競争入札 130万円超の建設工事 50万円超の建設工事に係る業務委託 (建設コンサルタント、測量など)	1,026件	2件	982件	4件	812件	3件	800件	4件	418件	1件	工事内容により工事担当課と協議のうえ試行	未定(当分現行どおり)	工事検査 工事監督 ○ ×	○
鹿児島県 薩摩川内市	一般競争入札 130万円以上 指名競争入札 災害復旧工事、特殊工事	598件	5件	626件	24件	595件	36件	500件程度	20件程度	189件	7件	3千万円以上 (橋梁工事、下水道推進工事、DID区域内の工事 については、3千万円未満でも適用)	当分現行どおり	○	○

九州ブロック発注者協議会における「公共工事の入札方式の概要」及び「総合評価落札方式の実施状況」一覧

	公共工事の入札方式の概要	※随意契約を除く、全ての工事発注件数										総合評価落札方式の実施状況				工事監督・検査要領 の適用状況	工事成績評定 の適用状況
	平成23年10月1日現在の 「入札方式」の概要	平成20年度 実績		平成21年度 実績		平成22年度 実績		平成23年度 目標及び実績				総合評価方式適用基準（工事）		平成23年10月1日現在の 工事監督・検査要領の適用 状況 ○要領がある ×要領がない	平成23年10月1日 現在の工事成績 評定の適用状況		
		全工事件数※	左記件数の内、 総合評価適用 工事件数	全工事件数※	左記件数の内、 総合評価適用 工事件数	全工事件数※	左記件数の内、 総合評価適用 工事件数	平成23年度 目標 （H23.4.1時点）		平成23年度 9月未までの実績		総合評価方式適用基準（工事）					
								全工事件数※ （予定）	左記件数の内、 総合評価適用 工事件数（予定）	全工事件数※	左記件数の内、 総合評価適用 工事件数						
西日本高速道路(株) 九州支社	【一般競争入札】 ○23億円(1,500万SDR)以上 【条件付一般競争入札】 ○250万円超、23億円未満 【指名競争入札】 次のいずれかに該当する工事で、かつ、契約責任者が 必要であると認める場合に限る ○条件付一般競争入札方式に付する時間的余裕が ないとき ○その他指名競争入札に付することが有利と認めら れるとき	67件	12件	107件	36件	94件	43件	79件	37件	28件	15件	2億円以上の工事に適用 ただし、次のものを除く。 ・契約制限価格が2億円未満(ただし、新設工事 及び改築工事のうち土木工事系工種については 4億円未満)の工事。 ・契約責任者が価格落札方式によるべき必要を 認めた工事	左記に同じ	○	○		
(独)国立文化財機構 九州国立博物館	一般競争入札 250万円以上	2件	0件	0件	0件	2件	2件	未定	未定	0件	0件	2億円以上	2億円以上	○	○		
(独)鉄道建設・運輸施設整備 支援機構 鉄道建設本部 九州新幹線建設局	○条件付一般競争入札 250万円以上23.0億円 ○一般競争入札	17件	17件	12件	11件	6件	5件	2件	2件	2件	0件	原則250万円以上	原則250万円以上	○	○		
(独)都市再生機構 九州支社	○1億円以上は詳細条件審査型一般競争 ○1億円未満は工事希望調査による指名競争	76件	4件	63件	12件	51件	24件	41件	13件	44件	12件	原則1億円以上	－	○	○		
(独)水資源機構 筑後川局	【一般競争入札】 ○電気・機械工事は250万円以上 ○上記以外の工事は8,000万円以上 【指名競争入札】 ○電気・機械工事以外で250万円以上	98件	30件	48件	7件	87件	26件	件数未定	件数未定	23件	0件	基本的な考え方（適用範囲） 1 入札者の提示する性能等によつて、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると契約職等が認める工事 2 入札者の提示する性能等によつて、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると契約職等が認める工事 3 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資	未定	○	○		
(独)新エネルギー・ 産業技術開発機構 九州支部	○一般競争入札 250万円以上 ○工事希望型指名競争入札 予定価格が8,000万円未満で必要と認められるとき ○指名競争入札 100万円以上	32件	0件	91件	0件	2件	0件	80件程度	未定	48件	0件	－	未定	○	○		

九州ブロック発注者協議会における「公共工事の入札方式の概要」及び「総合評価落札方式の実施状況」一覧

資料－1

	公共工事の入札方式の概要	※随意契約を除く、全ての工事発注件数 総合評価落札方式の実施状況												工事監督・検査要領 の適用状況	工事成績評定 の適用状況
	平成23年10月1日現在の 「入札方式」の概要	平成20年度 実績		平成21年度 実績		平成22年度 実績		平成23年度 目標及び実績				総合評価方式適用基準(工事)		平成23年10月1日現在の 工事監督・検査要領の適用 状況	平成23年10月1日 現在の工事成績 評定の適用状況
		平成23年度 目標 (H23.4.1時点)		平成23年度 9月末までの実績											
		全工事件数※	左記件数の内、 総合評価適用 工事件数	全工事件数※	左記件数の内、 総合評価適用 工事件数	全工事件数※	左記件数の内、 総合評価適用 工事件数	全工事件数※ (予定)	左記件数の内、 総合評価適用 工事件数(予定)	全工事件数※	左記件数の内、 総合評価適用 工事件数	現行(平成23年10月1日 現在)の適用基準	今後の拡大予定		
国立大学法人 九州大学	○一般競争入札 予定価格250万円超の工事で実施	84件	20件	108件	25件	41件	7件	件数未定	件数未定	20件	2件	○予定価格1億円以上の工事で実施	未定	○	○
国立大学法人 福岡教育大学	一般競争入札 250万円以上	33	10	20件	6件	18件	1件	件数未定	1件	4件	0件	対象金額を定めず適宜選定している	未定	○	○
国立大学法人 九州工業大学	一般競争入札 250万円以上	28件	2件	36件	2件	11件	4件	件数未定	3件	3件	3件	対象金額を定めず適宜選定している	未定	○	○
国立大学法人 佐賀大学	一般競争入札 250万円超	46件	13件	81件	8件	31件	6件	件数未定	未定	13件	0件	5千万円超	未定	○	○
国立大学法人 長崎大学	一般競争入札 250万円以上	47	10件	94件	16件	65件	10件	50件程度	7件程度	15件	5件	対象金額を定めず適宜選定している	未定	○	○
国立大学法人 熊本大学	一般競争入札 250万円以上	64件	18件	43件	14件	24件	6件	31件	6件	11件	7件	3,000万円以上	未定	○	○
国立大学法人 大分大学	一般競争入札 250万円超	39件	3件	55件	9件	32件	13件	件数未定	6件	15件	6件	6,000万円以上	現行どおり	○	○
国立大学法人 宮崎大学	一般競争入札 250万円以上	51	7	55件	1件	13件	0件	30件程度	4件	14件	0件	原則1億円以上の工事	未定	○	○
国立大学法人 鹿屋体育大学	一般競争入札 250万円以上	11件	5件	12件	4件	7件	1件	8件程度	1件	5件	0件	対象金額を定めず適宜選定している	未定	○	○

総合評価落札方式の取り組み概要

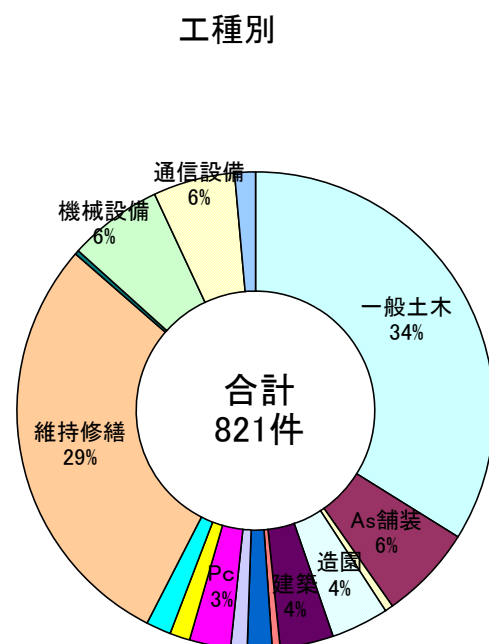
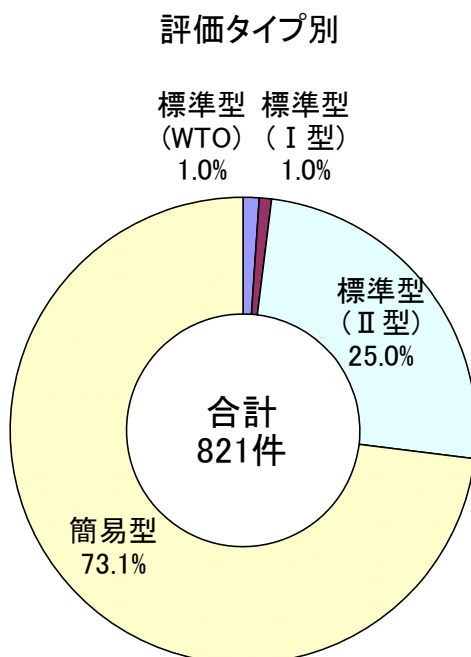
平成23年12月2日

九州地方整備局

工事の取り組み状況

1) 工種別タイプ別件数

平成23年4～9月

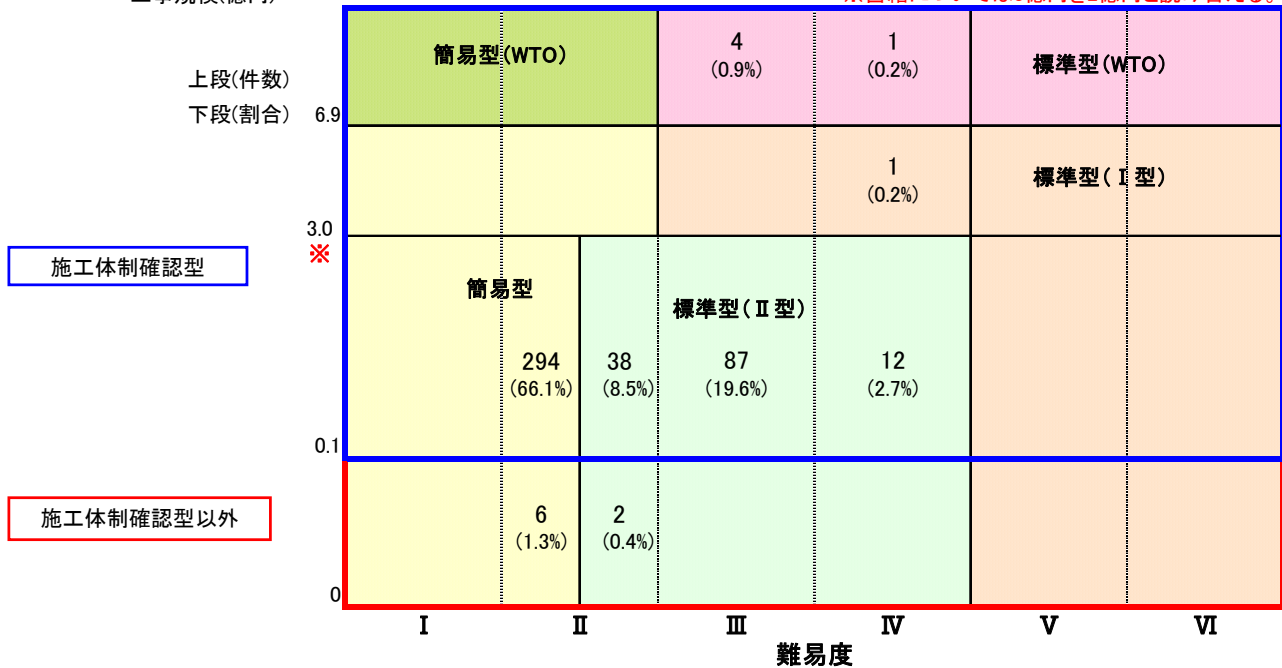


2) 難易度・価格帯別契約件数(割合)

平成23年度タイプ(4/1以降公告)

工事規模(億円)

※営繕については3億円を2億円と読み替える。



総計: 445件

凡例

標準型(WTO)	5件 (1%)	標準型(Ⅱ型)	139件 (31%)	簡易型	300件 (67%)
標準型(Ⅰ型)	1件 (0%)	簡易型(WTO)		簡易型(実績重視)	

3) 簡易型における項目毎の評価結果

※4月1日以降公告の工事対象: 300件

評価項目	評価結果	工事件数 企業数	工事 採用率	加算点 平均 獲得率
簡易な施工計画	a: 100%, b: 87.5%, c: 75%, d: 62.5%, e: 50%, f: 0% a: 1884 (50.9%), b: 917 (24.8%), c: 582 (15.7%), d: 206 (5.6%), e: 83 (1.4%), f: 0 (0%)	300 3704	必須項目	88.6%
配置予定技術者の 工事成績	e: 80点以上, b: 78点以上, c: 76点以上, d: 74点以上, e: 72点以上, f: 70点以上, g: 70点未満 a: 504 (13.6%), b: 420 (11.3%), c: 651 (17.6%), d: 523 (14.1%), e: 298 (8.0%), f: 44 (3.9%), g: 1165 (31.5%)	300 3704	必須項目	45.2%
表彰(優秀技術者) (河川・道路: 工事種別は問わない)	A: 局長, C: 事務所長, E: なし A: 126 (3.5%), C: 218 (6.0%), E: 3281 (90.5%)	287 3625	必須項目	6.5%
表彰(優秀技術者) (営繕: 当該工事種別の工事に限る)	A: 局長, C: 事務所長, E: なし A: 13 (1.3%), E: 78 (98.7%)	13 79	必須項目	1.3%
配置予定技術者の資格	A: 10年以上, C: 3年以上, E: 3年未満 A: 2125 (62.2%), C: 830 (24.3%), E: 464 (13.6%)	281 3419	93.7%	74.3%
配置予定技術者の資格 (ベテラン技術者の現場での技術指導の評価)	A: 10年以上又は配置技術者: 5年以上10年未満+10年以上の資格経験を有する指導員の配置 B: 5年以上10年未満又は配置技術者: 3年以上5年未満+5年以上の資格経験を有する指導員の配置 C: 3年以上5年未満又は配置技術者: 3年未満+3年以上の資格経験を有する指導員の配置 E: 3年未満 A: 238 (83.5%), B: 31 (10.9%), C: 610 (2.1%), E: 0 (0%)	19 285	6.3%	92.7%
継続教育(CPD)の状況 (河川・道路: 下記以外)	A: 推奨単位以上取得, E: なし A: 2387 (68.2%), E: 1112 (31.8%)	257 3499	必須項目	68.2%

3)簡易型における項目毎の評価結果

※4月1日以降公告の工事対象:300件

評価項目		評価結果	工事件数	工事	加算点 平均 獲得率	
			企業数	採用率		
配置 予定 技術 者の 能力	指定する工事の施工実績 (河川・道路:工事種別が電気設備、通信設備、受 変電設備、機械設備(ポンプ等製作据付)の場合)	A:あり、E:なし A4938.9% E7761.1%	30	必須項目	38.9%	
		126				
	同種工事の施工実績 (営繕)	A:同種工事が公共性のある施設であり、かつ当該工事の規模以上 の工事の場合、E:上記以外 A4862.3% E2937.7%	13	必須項目	62.3%	
		77				
	オプション項目	発注者指定の指定する 資格保有技術者	A:複数有、C:1つ有、E:なし または A:資格あり配置可、E:それ以外 A21156.4% C246.4% E13937.2%	33	11.0%	59.6%
			374			
		同種工事の実績件数	A:3件、C:2件、E:1件 A91328.4% C77224.0% E153447.7%	258	86.0%	40.4%
			3219			
		配置予定技術者の 経験年数(営繕)	A:10年以上 C:10年未満 E:なし A3100.0%	1	0.3%	100.0%
			3			
		その他評価すべき事項 (・同種工事の施工実績 ……8件 ・指定する工事の施工実績…2件 ・施工実績の規模 ……2件)	A4732.6% C2316.0% E7451.4%	11	3.7%	40.6%
			144			

3)簡易型における項目毎の評価結果

※4月1日以降公告の工事対象:300件

評価項目		評価結果	工事件数 企業数	工事 採用率	加算点 平均 獲得率
企業 の 施 工 実 績	工事成績 加算点平均獲得率とは a:100% b:83% c:67% d:50% e:33% f:17% g:0%での加算点獲得率(%) の平均値	a:80点以上、b:78点以上、c:76点以上、d:74点以上、e:72点以上、 f:70点以上、g:70点未満 a 29 0.8% b 87 5.0% c 992 26.8% d 1123 30.3% e 610 16.5% f 106 2.9% g 657 17.7%	300	必須項目	44.0%
			3704		
	表彰(安全・優良施工、災害復旧等功労業者、VE 提案優良業者)、工事成績優秀企業の認定又は災 害復旧等支援活動功労感謝状 (河川・道路:直近4ヶ年)	A:局長又は認定、C:事務所長又は感謝状、E:なし A 637 17.6% C 912 25.2% E 2076 57.3%	287	必須項目	30.2%
			3625		
	表彰(安全・優良施工、災害復旧等功労業者、VE提 案優良業者)、工事成績優秀企業の認定又は災害復 旧等支援活動功労感謝状 【官庁営繕】当該工事種別の工事における直近4か年のうち申請された1件の実績 【土木営繕】直近4か年の実績	A:局長又は認定、C:事務所長又は感謝状、E:なし C 4 5.1% E 75 94.9%	13	必須項目	2.5%
			79		

総合評価方式の落札結果について

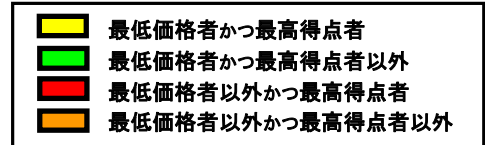
①総合評価方式の適用 ⇒ 原則、全ての工事で適用

(予定価格1千万円超の工事には、施工体制確認型を適用する。)

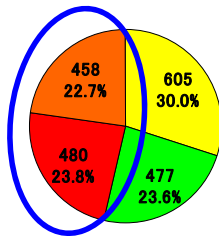
平成23年度上半期適用件数 ⇒ 655件(内港湾73件)

②総合評価方式の落札結果

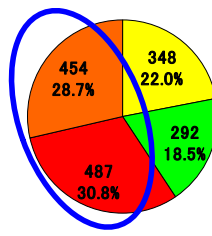
⇒ 最低価格者以外が落札した事例が拡大



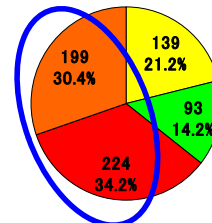
【平成21年度】
最低価格者以外:46.4%
(938/2,020件)



【平成22年度】
最低価格者以外:59.5%
(941/1,581件)

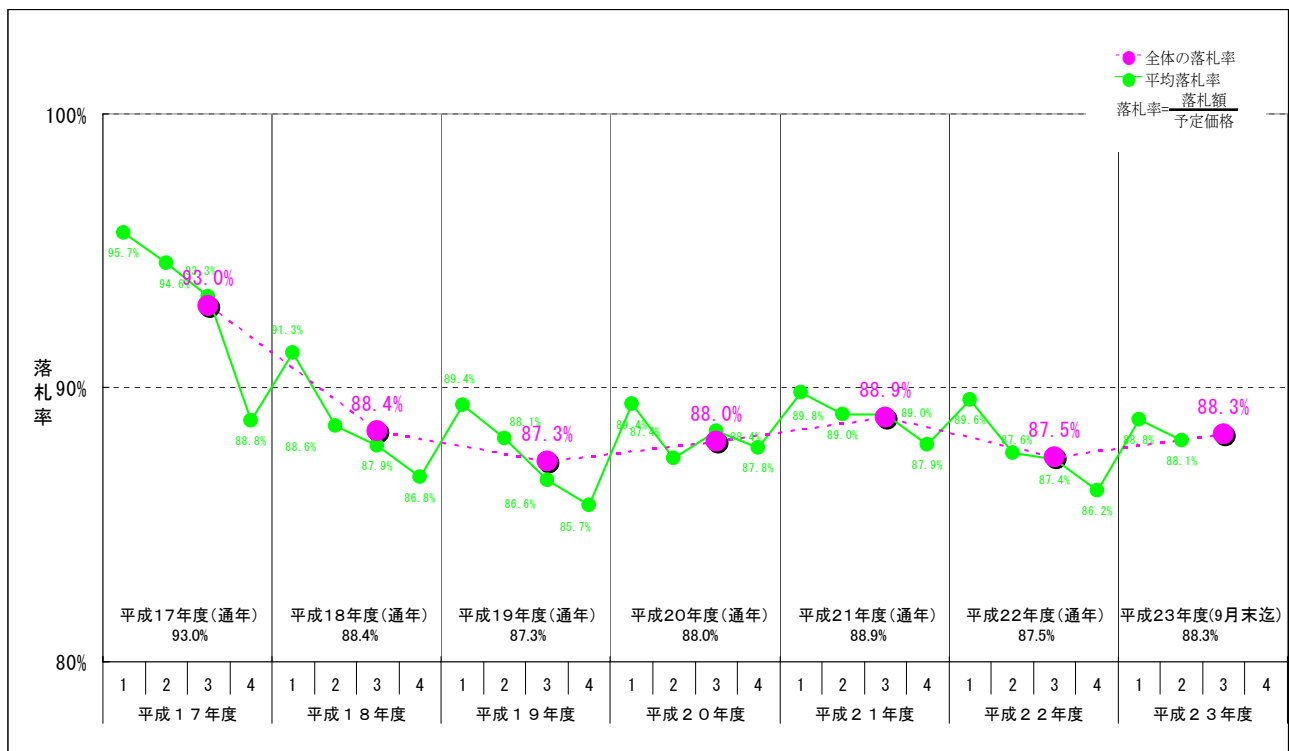


【平成23年度】
(4月～9月)
最低価格者以外:64.6%
(423/655件)



九州地方整備局 年度別（四半期）平均落札率の推移（契約ベース）

河川・道路・営繕関係



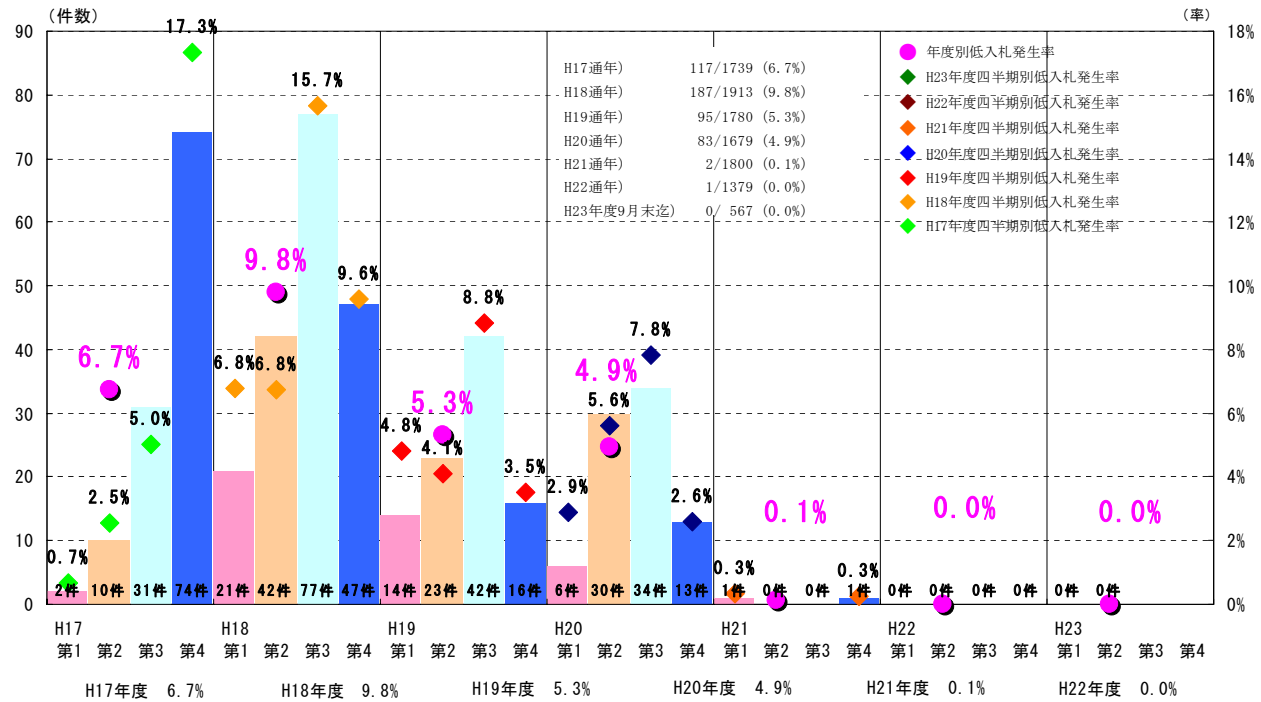
※随意契約除く工事

九州地方整備局 年度別（四半期）低入札工事発生状況（契約ベース）

○平成20年12月より施工体制の適用金額を1億から1千万に引き下げ。

河川・道路・営繕関係

○平成22年度以降、発生件数は0件。



※予定価格1千万円を超え、随意契約除く工事

総合評価方式における試行等について

項目	継続	備考	H23 予定
①上位等級への参入等の制度設計の試行	運用中	2億以上3億未満の工事で「B+C」を実施	2件
②地元企業活用評価型の試行 (平成20年度から試行)	◎	落札者の地元企業活用比率は、約9割の工事で標準値を上回っており、地域貢献への効果がある	13件
③アスファルト舗装工事における標準型(Ⅱ型)の選定	◎	アスファルト舗装工事以外の工事種別についても、現場状況等困難な条件下で実施する工事については、標準型(Ⅱ型)の工事の適用を推進	(11件)
④参加資格に規模要件を求めない工事	運用中	工事品質への影響を調査する必要がある (全国統一の取り組みである)	(94件)
⑤ベテラン技術者の現場での技術指導の評価の試行	◎	15件とデータ数が少ないため、試行を継続 個別工事について、ベテラン技術者の指導状況と品質の評価を行う必要がある	69件
⑥登録基幹技能者の活用	運用中	登録基幹技能者の提案での落札は、11件と少ない 登録基幹技能者の活用の効果を把握する必要あり	(22件)
⑦工事説明会の実施	運用中	現場条件等が複雑な工事において、ITを活用した工事説明会が効果的なものについて実施	(1件)
⑧段階選抜方式の試行	◎	九州地整はWTO対象工事の中から試行	(1件)

地元企業活用評価型方式の試行

【背景】

政府は平成20年12月経済対策閣僚会議において**雇用問題を最重要課題**として「生活防衛のための緊急対策」を決定

【九州の現状】

- ・有効求人倍率が低く、雇用状況が厳しい（全国ワースト10位に4県）
- ・建設業が就業者に占める割合が高い（九州全県が全国平均8.8%以上）

全国的に見て、雇用状況が厳しく、建設業が就業者に占める割合が高い地域で**雇用確保のため地元企業の活用を図る。**

【地元企業活用評価型方式】

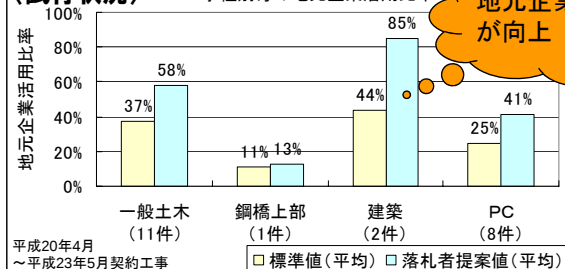
大手企業に発注する工事で地元企業の下請け活用や資材等の地元企業からの調達を図るため、**総合評価方式で地元企業からの活用について評価する。**

＜評価項目と加算点＞

技術提案	配置予定技術者の能力	企業の施工実績	地域貢献等		合計
			オプション項目	地元企業活用評価	
20	10	10	5	5	50

平成20年4月～平成23年5月契約工事
全工事数（WTO除く）：5,106件
本評価項目選択工事数：22件

＜試行状況＞

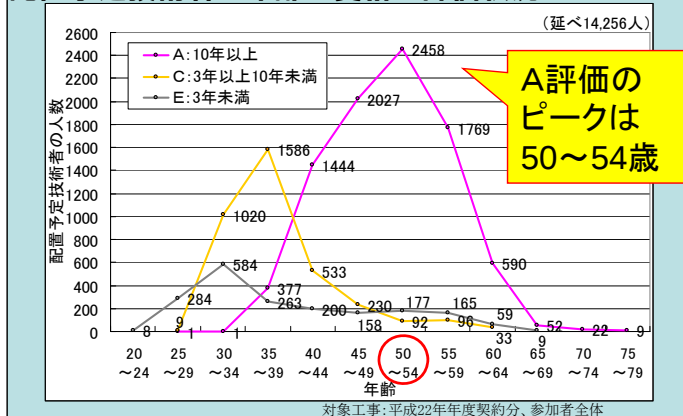


地元企業活用比率が向上

※**地元企業活用比率**：地元企業との下請け契約額と資材等の地元企業からの調達額の合計額を契約額で除した率
※**標準値**：過去の同様な工事での地元企業活用比率を表す

ベテラン技術者の現場での技術指導の評価の試行

配置予定技術者の年齢と資格の評価状況



「配置予定技術者の資格」でA評価を取得するためには、**ベテランの技術者を配置予定技術者とせざるをえない状況にある。**

現状の評価基準では**若手技術者を配置予定技術者としにくい状況となっている。**

「配置予定技術者の資格」の評価基準を変更

1級土木施工管理技士の経験(造園は1級造園施工管理技士、営繕は監理技術者になりうる資格)

評価	A(100%)	B(75%)	C(50%)	E(0%)
現行	10年以上	—	3年以上10年未満	3年未満
試行	経験年数の細分化	10年以上	5年以上10年未満	3年以上5年未満
	指導員の同時配置	【配置技術者：5年以上10年未満】+【10年以上の資格経験を有する指導員の配置】	【配置技術者：3年以上5年未満】+【5年以上の資格経験を有する指導員の配置】	【配置技術者：3年未満】+【3年以上の資格経験を有する指導員の配置】
	配置予定技術者の評価ランクより上位の者を指導員として配置すれば、評価ランクを1ランク上げる。 【指導員】①指導の為に配置及び指導内容が確認できること。②配置と指導内容を施工計画書へ記載すること。③コリンズ登録はしない。			

平成22年度試行件数 14件

協働両得 ～契約後VEの活用～

「協働両得」実施フロー

【契約前】

- ・総合評価で契約後VEにつながる基本的な考え方の提案を求める
- ・提案を評価する

受注者決定

【契約後】

- ・発注者・受注者でVEの概略検討（発注者の積極的関与）

<1次審査>

- ・VE委員会で概略検討の適否を決定（受注者の提案リスク軽減）

- ・発注者・受注者で検討

<2次審査>

- ・VE委員会で提案の採否決定

- ・VE提案設計変更（VE管理費）

工事完成

【完成後】

- ・契約後VE提案で完成した工事については、品質・出来映えに応じて工事成績評価に反映

・国民・受注者ともコスト削減の利益を得る（協働両得）

- 独自の技術やノウハウの有効活用
- 生産性の向上や工期の短縮

〈国民のメリット〉

- 公的支出の節約
- 早期供用



〈受注者のメリット〉

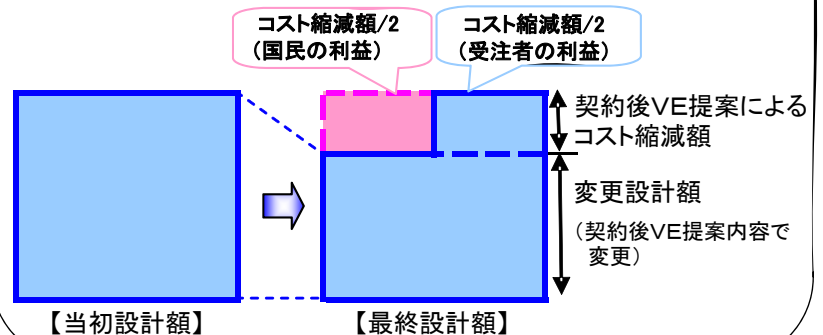
- 受注者が削減額の半分を得る
- 工事成績への加点



契約後VEの考え方

$$\text{価値(Value)} = \frac{\text{機能(Function)}}{\text{コスト(Cost)}}$$

バリュー エンジニアリング
VE (Value Engineering) とは「価値」を向上させる手法



協働両得 ～契約後VEの活用～

契約後VE活用状況

平成23年11月17日現在

			工事件数(件)	技術提案数(件)	コスト削減額(百万円)	
			54	68	640	
		提案採用	契約変更済み	28	30	185
			2次審査採用	26	38	455
		1次審査採用		0	8	79
		提案準備中		6	14	433
	提案採用合計(準備中含む)		60	90	1,152	
			12	24		
		不採用	2次審査	3	5	
			1次審査	9	19	
提案合計(不採用含む)			72	114	1,152	

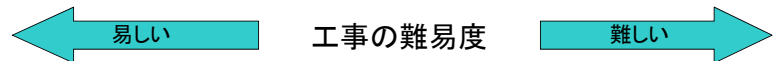
※複数提案の工事で提案の審査段階が異なる場合は、進捗している提案の状況を工事件数として計上している

総合評価方式のタイプ選定毎の配点

河川・道路・営繕関係

平成23年度 タイプ選定毎の配点

評価項目	簡易型 ()は施工体制確認型以外	標準型				
		標準型 (Ⅱ型)	標準型 (Ⅰ型)		標準型 (WTO)	
簡易な施工計画	10(5)	—	—	—	—	—
技術提案	—	20	40	50	60	70
施工能力等	技術者評価	10(7.5)	10	10	—	—
	企業評価	10(7.5)	10	10	—	—
地域貢献等	10(10)	10	—	—	—	—
加算点満点	40(30)	50	60	70	60	70
備考	簡易な施工計画1テーマ(200文字まで×2提案が基本)	技術提案1または2テーマ1テーマ:(600文字以内かつ5提案迄が基本)	技術提案は2又は3テーマ(1テーマ当たり5提案迄が基本)			
手続き期間	約1ヶ月	約1ヶ月	約2ヶ月	約3ヶ月		



簡易型の評価項目と配点

簡易型【河川・道路関係】の評価項目と配点

評価項目の満点に対しての評価割合(率) A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
 例) 満点が20点の場合 A:20点 B:15点 C:10点 D:5点 E:0点

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	40		30 (施工体制以外)	
簡易な施工計画	「設計図書(標準案)の範囲内で施工上配慮すること」 (2提案を基本とする)	当該工事を設計図書(標準案)の範囲内で施工する上で重点的に配慮すべきことを求める	6段階	提案毎に「現地環境条件の把握」「重点的に配慮すべき事項への対応」の記載について、それぞれ「優、可、不可」の評価を4段階で行い、二つの提案の評価を総合的に判断して5段階評価を行う。 ◇一つの提案の評価: 「優・優」⇒A、「優・可」⇒B、「可・可」⇒C、「不可・優or可」⇒E ◇二つの提案の総合的な評価: 「優・優」「優・優」⇒100%、「優・優」「優・可」⇒87.5%、「優・可」「優・可」⇒75%、「優・可」「可・可」⇒62.5%、「可・可」「可・可」⇒50%、「不可」「不可以外」⇒0% ◇二つの提案の両方が「不可」⇒「参加資格なし」	10.0	10.0	5.0	5.0

簡易型の評価項目と配点

評価項目の満点に対しての評価割合(率) A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
例)満点が20点の場合 A:20点 B:15点 C:10点 D:5点 E:0点

分類		評価項目	評価内容	評価段階	評価基準			40		30 (施工体制以外)																						
配置予定技術者の能力	必須	工事成績	全地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の過去8か年度の同種工事の内、申請された1件の工事成績	7段階	<table><tr><td>80点以上:100%、</td><td>4点</td><td>3.5点</td></tr><tr><td>78点以上80点未満:83%、</td><td>4.00</td><td>3.50</td></tr><tr><td>76点以上78点未満:67%、</td><td>3.32</td><td>2.905</td></tr><tr><td>74点以上76点未満:50%、</td><td>2.68</td><td>2.345</td></tr><tr><td>72点以上74点未満:33%、</td><td>2.00</td><td>1.75</td></tr><tr><td>70点以上72点未満:17%、</td><td>1.32</td><td>1.155</td></tr><tr><td>70点未満:0%</td><td>0.68</td><td>0.595</td></tr><tr><td></td><td>0.00</td><td>0.000</td></tr></table>	80点以上:100%、	4点	3.5点	78点以上80点未満:83%、	4.00	3.50	76点以上78点未満:67%、	3.32	2.905	74点以上76点未満:50%、	2.68	2.345	72点以上74点未満:33%、	2.00	1.75	70点以上72点未満:17%、	1.32	1.155	70点未満:0%	0.68	0.595		0.00	0.000	4.0	10.0	3.5
		80点以上:100%、	4点	3.5点																												
		78点以上80点未満:83%、	4.00	3.50																												
		76点以上78点未満:67%、	3.32	2.905																												
		74点以上76点未満:50%、	2.68	2.345																												
	72点以上74点未満:33%、	2.00	1.75																													
	70点以上72点未満:17%、	1.32	1.155																													
	70点未満:0%	0.68	0.595																													
		0.00	0.000																													
	表彰(優秀技術者)	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)より表彰を受けた工事における申請された直近8か年の実績(工事種別は問わない)	3段階	局長:A 事務所長:C なし:E	2.0	1.0																										
配置予定技術者の資格	一級土木施工管理技士の経験(造園工事は、1級造園施工管理技士)	3段階	10年以上:A 3年以上10年未満:C 3年未満:E	2.0	1.0																											
継続教育(CPD)の状況【下記以外】	継続教育(CPD)の単位を各団体推奨単位以上取得(証明日が技術資料等提出期限から過去1年以内であること。単位取得証明期間は、技術資料等提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること。)	2段階	推奨単位以上取得:A なし:E	1.0	1.0																											
指定する工事の施工実績【工事種別が電気設備、通信設備、受変電設備、機械設備(ポンプ等製作据付)の場合】	指定する工事の施工実績の有無	2段階	あり:A なし:E																													
最大2項目必須 (オプション項目)	発注者の指定する資格保有技術者	発注者の指定する資格保有技術者を配置できること(配置予定技術者またはそれ以外)	2段階～3段階	資格あり配置可:A、それ以外:E または 複数有:A、ひとつ有:C、なし:E 等、適宜設定可	1.0	1.0																										
	同種工事の実績件数	申請された同種工事の実績件数	3段階	3件:A , 2件:C , 1件:E																												
	その他	工事特性により適宜設定可	2段階～3段階	工事特性により適宜設定可																												

簡易型の評価項目と配点

評価項目の満点に対しての評価割合(率) A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
例)満点が20点の場合 A:20点 B:15点 C:10点 D:5点 E:0点

分類		評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	40		30 (施工体制以外)																									
企業の施工実績	必須	工事成績	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した当該工事成績別の過去4か年度+当該年度の工事成績の平均	7段階	<table><tr><td></td><td>4点</td><td>3.5点</td></tr><tr><td>80点以上:100%、</td><td>4.00</td><td>3.50</td></tr><tr><td>78点以上80点未満:83%、</td><td>3.32</td><td>2.905</td></tr><tr><td>76点以上78点未満:67%、</td><td>2.68</td><td>2.345</td></tr><tr><td>74点以上76点未満:50%、</td><td>2.00</td><td>1.75</td></tr><tr><td>72点以上74点未満:33%、</td><td>1.32</td><td>1.155</td></tr><tr><td>70点以上72点未満:17%、</td><td>0.68</td><td>0.595</td></tr><tr><td>70点未満:0%</td><td>0.00</td><td>0.000</td></tr></table>		4点	3.5点	80点以上:100%、	4.00	3.50	78点以上80点未満:83%、	3.32	2.905	76点以上78点未満:67%、	2.68	2.345	74点以上76点未満:50%、	2.00	1.75	72点以上74点未満:33%、	1.32	1.155	70点以上72点未満:17%、	0.68	0.595	70点未満:0%	0.00	0.000	4.0	10.0	3.5	7.5
			4点	3.5点																													
	80点以上:100%、	4.00	3.50																														
78点以上80点未満:83%、	3.32	2.905																															
76点以上78点未満:67%、	2.68	2.345																															
74点以上76点未満:50%、	2.00	1.75																															
72点以上74点未満:33%、	1.32	1.155																															
70点以上72点未満:17%、	0.68	0.595																															
70点未満:0%	0.00	0.000																															
表彰(安全・優良施工・災害復旧等功労業者・VE提案優良業者)又は工事成績優秀企業の認定	九州地方整備局(港湾空港関係除く)より表彰を受けた工事における申請された直近4か年の実績(工事種別は問わない)	3段階	局長表彰:A 事務所長表彰:C なし:E	2.0	1.0																												
オプション項目	表-4参照 (2項目必須)				4.0	3.0																											
地域貢献等	必須	災害協定に基づく活動実績	過去2か年度+当該年度の災害協定に基づく活動実績(国・県・市町村等)。なお、直接協定締結の評価は、当該年度に限る。	4段階	災害協定に基づいた活動実績あり:A、 直轄事業との災害協定に基づいた巡視等の実績あり:B、 直接災害協定の締結あり活動実績なし:C、 直接災害協定の締結なし:E	10.0	10.0	10.0	10.0																								
	オプション項目	表-5参照 (3項目以上必須)																															
減点項目			九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」「文書注意」等の措置に対して減点	2段階	指名停止:加算点満点の10% 文書注意:加算点満点の5%	▲4.0又は2.0		▲3.0又は1.5																									
合 計						40		30																									

企業評価の施工実績 選択項目（オプション項目）

標準型（Ⅰ型）【営繕関係】・標準型（Ⅱ型）・簡易型 企業実績 オプション項目

評価項目の満点に対しての評価割合（率）A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
例）満点が20点の場合 A:20点 B:15点 C:10点 D:5点 E:0点

区分	評価項目	評価内容	標準的 評価段階	評価基準
企業評価	営繕必須	同種工事の施工実績	2段階	同種工事が公共性のある施設であり、かつ当該工事の規模以上の工事の場合:A 上記以外:E
	2 1 項目 必須 (河川 道路)	工事の手持ち状況	3段階	0.5未満:A、0.5以上~1.0未満:C、1.0以上:E (過去5年間の施工額がゼロの場合は、当該年度施工額がゼロの間は「A」評価となる。なお、当該年度施工額が生じた場合は、「E」評価となる。)
		施工実績の規模	3段階	当該工事の施工規模以上:A、指定した規模以上~当該工事規模未満:C、指定した工事規模未満:E
		下請け予定業者の表彰実績	2段階	優良工事における下請者表彰 (事務所長表彰):A、なし:E
		〇〇工事の実績	2~3段階	実績あり:A、なし:E または、〇件以上:A、1件以上~〇件未満:C、なし:E
		新技術の活用	3段階	NETIS登録の推奨技術、推奨技術候補、設計比較対象技術、小実績優良技術、活用促進技術の活用:A 上記以外のNETIS登録技術の活用:C なし:E
		〇〇工へ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	5段階	優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)(大臣表彰):A、国土交通功労者表彰(優秀現場従事者)(局長表彰):B、国土交通功労者表彰(優秀現場従事者)(事務所長表彰):C、当該工事内容に該当する登録基幹技能者の配置:D、なし:E
		ISOの認証取得状況	3段階	両方取得:A、どちらか取得:C、なし:E
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	2段階	取得:A、なし:E
		建設業労働災害防止協会加入	2段階	加入:A、なし:E
		建設業退職金共済制度加入	2段階	加入:A、なし:E
		その他評価すべき項目	-	-

企業評価の施工実績 選択項目（オプション項目）

標準型（Ⅱ型）・簡易型 地域貢献等 オプション項目

評価項目の満点に対しての評価割合（率）A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
例）満点が20点の場合 A:20点 B:15点 C:10点 D:5点 E:0点

区分	評価項目	評価内容	標準的 評価段階	評価基準
地域貢献等	河川道路必須	災害協定に基づく活動実績	4段階	災害協定に基づいた活動実績あり:A、直轄事業との災害協定に基づいた巡視等の実績あり:B、直接災害協定の締結あり活動実績なし:C、直接災害協定の締結なし:E
	3 4 項目 以上 必須 (河川 道路)	〇〇〇(〇〇・〇〇)の施工県産使用予定	2段階	あり:A、なし:E
		維持工事等の実績	2段階	実績あり:A、なし:E
		近隣地域内工事の実績	3段階	3件以上:A、1から2件:C、なし:E
		ボランティア活動による表彰等の実績	2段階	実績あり:A、なし:E
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	3段階	5名以上:A、2名以上:C、2名未満:E
		継続的な営業に基づく信頼度	3段階	30年以上:A、15年以上:C、15年未満:E
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2段階	地域内に本店あり:A、地域内に本店なし:E
		新規若年者雇用	2段階	あり:A、なし:E
		水防団員(消防団員)の雇用	2段階	所属社員有:A、なし:E
		専門工種の施工機械自社保有状況	3段階	自社保有:A、リース〇年:C、なし:E
		障害者の雇用状況	2段階	雇用あり:A、なし:E
		高齢者雇用制度の導入	2段階	導入あり:A、なし:E
		その他評価すべき項目	-	-

減点の対象

◇公告日に下記の減点対象期間に係る場合に減点

措置内容	減点対象期間	減点
①九州地方整備局の「指名停止」	指名停止期間に「指名停止期間と同期間（※）」を加えた期間 ※指名停止期間が1ヶ月未満の場合は「同期間を1ヶ月間」とする	加算点満点の10%を減点
②九州地方整備局の「文書注意【特別嚴重注意】」	注意日を含む2ヶ月間	加算点満点の5%を減点
③九州地方整備局の「文書注意【嚴重注意】」	注意日を含む1ヶ月間	
④九州7県の地方公共団体の「指名停止」	指名停止の期間	加算点満点の10%を減点
⑤九州7県の地方公共団体の「文書注意」	注意日を含む1ヶ月間	加算点満点の5%を減点

入札調書（公表用）

入札調書（総合評価落札方式）

1. 件名
2. 所属事務所
3. 入札日時

■■■■改良工事
■■■■国道事務所
平成23年 6月 1日 14時30分

執行員
立会員

■■■■国道事務所 経理課
■■■■国道事務所 経理課
契約係長
契約指導係長

■■■■ 印
■■■■ 印

(単価:千円)

業者名	価格以外の入札項目	基礎点+ 加算点(A)	第1回 入札金額 (B)	評価値 (A)/(B)	評価値≥ 基準評価値	第 回 入札金額 (C)	評価値 (A)/(C)	評価値≥ 基準評価値	摘要
	施工の企業実績 ほか								
■■■■工業(株)	49.0000	149.0000	198,000	75.2525	○				
■■■■建設(株)	56.8600	156.8600	208,000	75.4134	○				
■■■■土木(株)	—	—	無 効						
■■■■建設(株)	63.3200	163.3200	206,600	79.0513	○				
■■■■(株)	56.5700	156.5700	203,300	77.0142	○				
■■■■建設(株)	60.5700	160.5700	202,000	79.4900	○				落 札
(株)■■■■産業	54.5000	154.5000	202,780	76.1909	○				
■■■■(共)	21.0700	121.0700	240,700	予定価格超過	—				
■■■■興業(株)	53.2500	153.2500	197,500	77.5949	○				
(株)■■■■土木	51.9300	151.9300	204,000	74.4754	○				
■■■■建設(株)	55.8900	155.8900	220,000	70.8590	○				
(株)■■■■組	50.9300	150.9300	212,000	71.1933	○				

※ 評価値の表示については評価値に「100, 000, 000」を乗じている。
※ 上記入札金額は、入札者が見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額である。
※ 評価点内訳書

予定価格(消費税を除く)	227, 460, 000円
調査基準価格(消費税を除く)	194, 780, 000円
基準評価値	43.9637

総合評価方式評価表（公表用）

総合評価方式評価表【簡易型】

工事名 XXXXXXXXXX 工事

No	評価項目・ 加算点等配分 業者名	簡易な施工計画	配属予定技術者の能力	企業の施工実績	地域貢献等	事故及び不誠実な 行為に対する評価 指名停止 (-4) 文書注意 (-2)	加算点		施工体制評価項目		加算点合計 (施工体制評価後) + 施工体制特優点	標準 点
							合計	合計 (施工体制評価後)	品質確保 の実効性	施工体制 確保の 確実性		
		10	10	10	10		40		15	15	30	
1	土木系											
2	建築（街）	7.50	5.32	6.68	3.75	-	23.25	23.25	15	15	30	53.25
3	工業系	10.00	1.50	0.00	7.50	-	19.00	19.00	15	15	30	49.00
4	建設系	8.75	8.00	6.32	7.50	-	30.57	30.57	15	15	30	60.57
5	環境系	10.00	6.18	3.32	5.00	-	24.50	24.50	15	15	30	54.50
6	系	8.75	6.50	6.32	5.00	-	26.57	26.57	15	15	30	56.57
7	土木	7.50	3.50	4.68	6.25	-	21.93	21.93	15	15	30	51.93
8	建設系	10.00	9.50	6.32	7.50	-	33.32	33.32	15	15	30	63.32
9	建設系	7.50	5.18	6.68	7.50	-	26.86	26.86	15	15	30	56.86
10	系	6.25	4.00	5.68	5.00	-	20.93	20.93	15	15	30	50.93
11	建設系	7.50	5.82	6.32	6.25	-	25.89	25.89	15	15	30	55.89
12	（共）	6.25	5.82	4.00	5.00	-	21.07	-	-	-	-	100
13												
14												
15												

問い合わせ窓口の設置

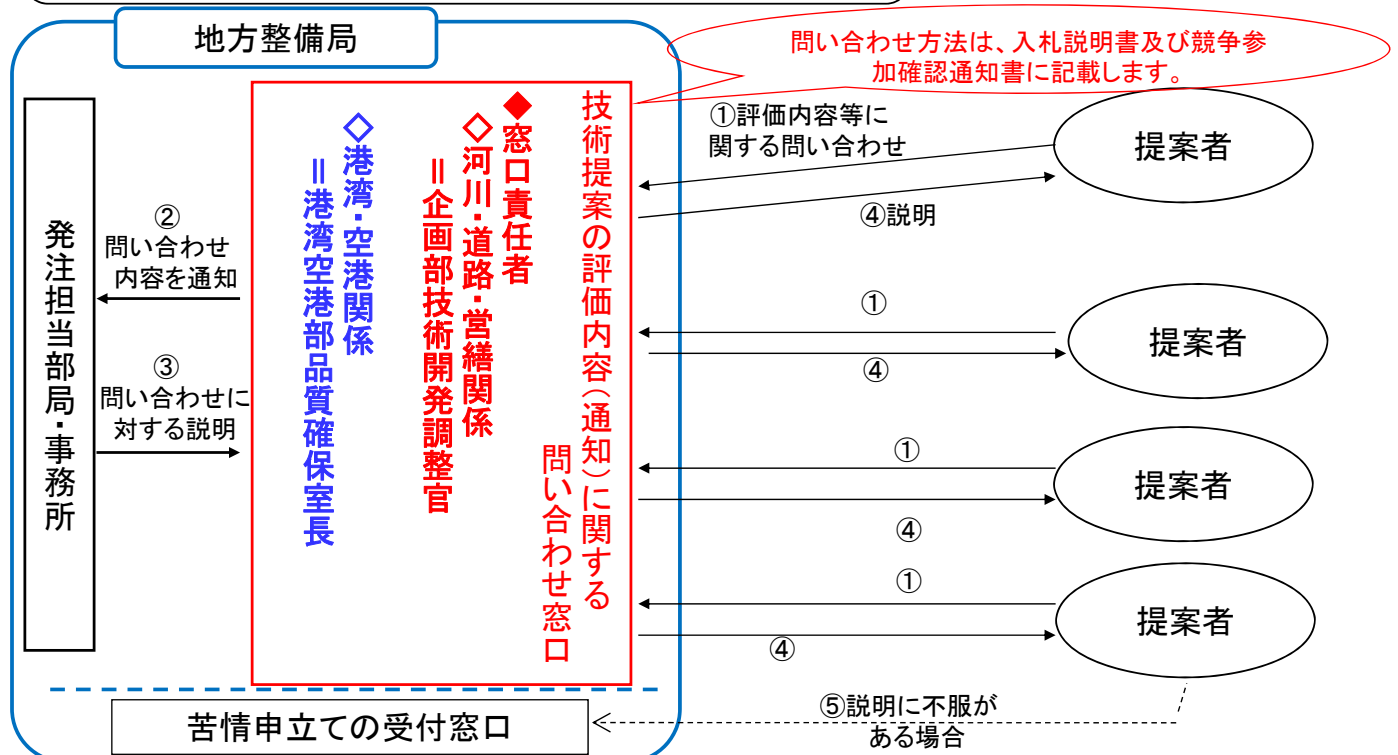
<改善策>

技術提案等の採否の通知に対する問い合わせ窓口
を各地方整備局に設置する

河川・道路・営繕関係

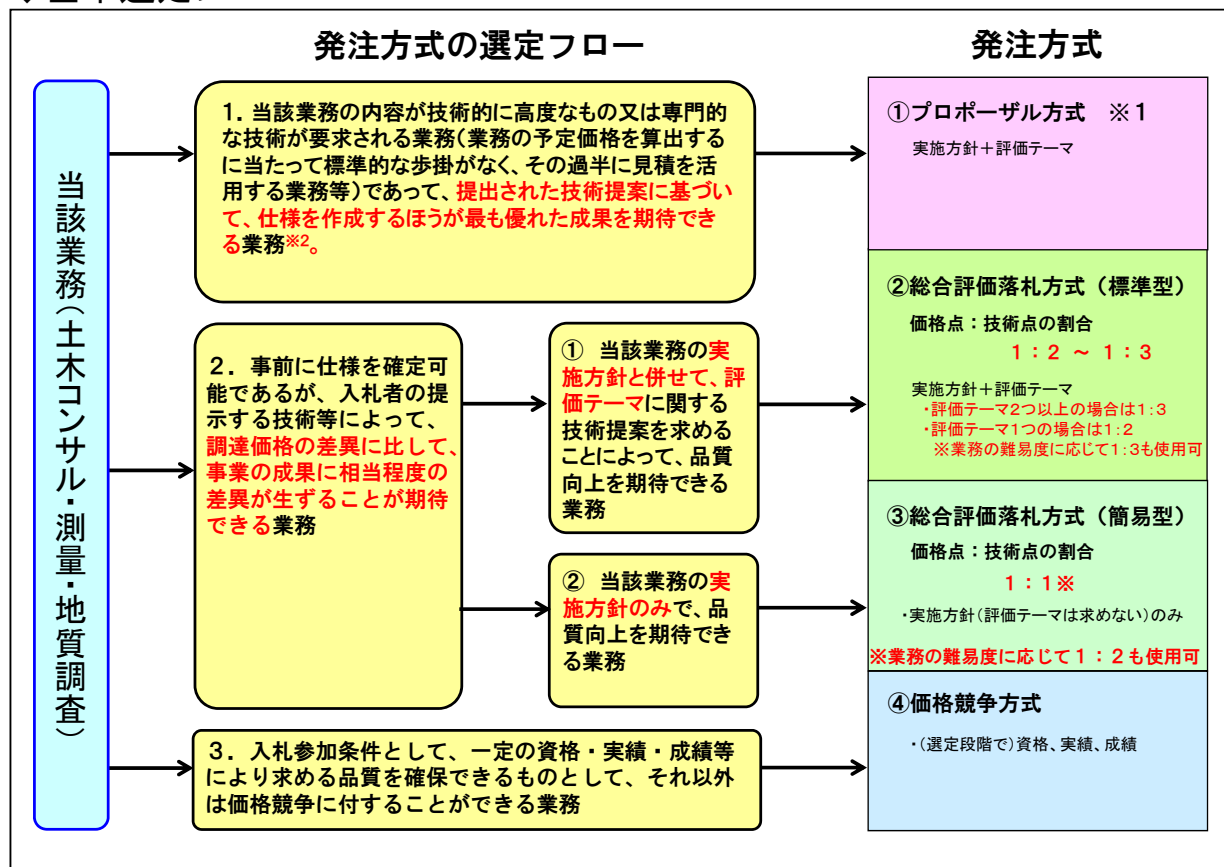
港湾・空港関係

平成23年度（4月～9月）
問い合わせ件数 144件



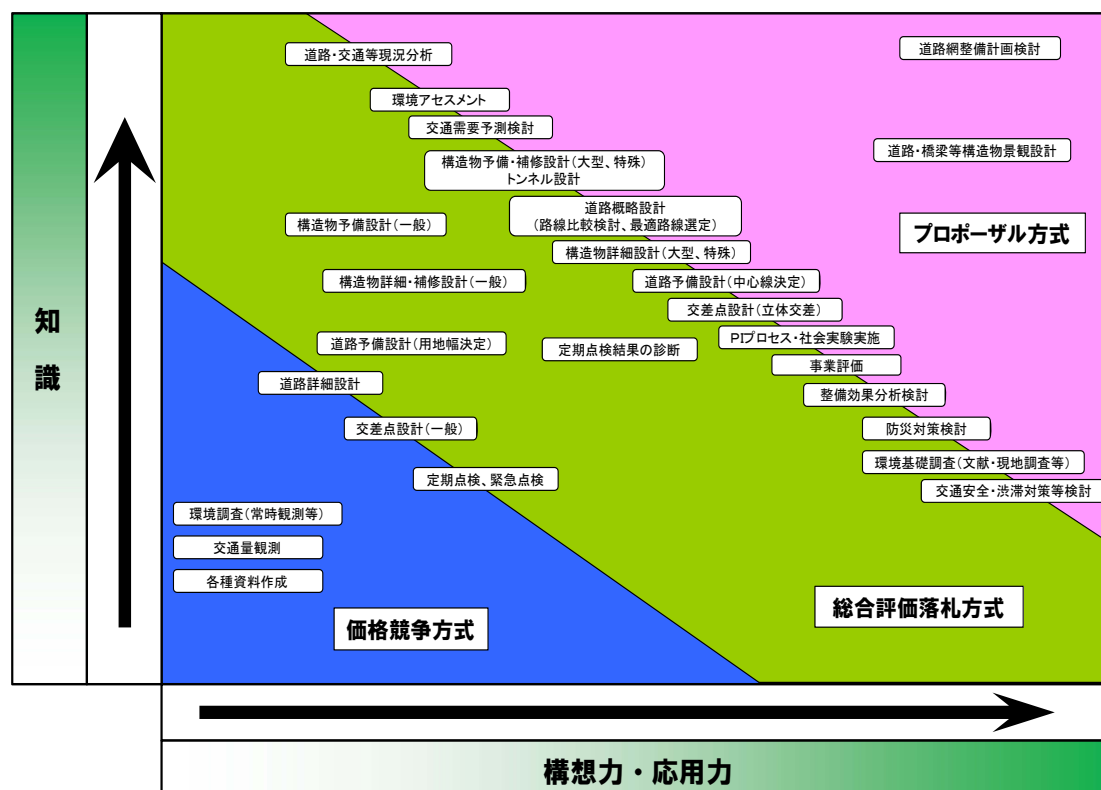
業務の取り組み状況

◇基本選定フロー

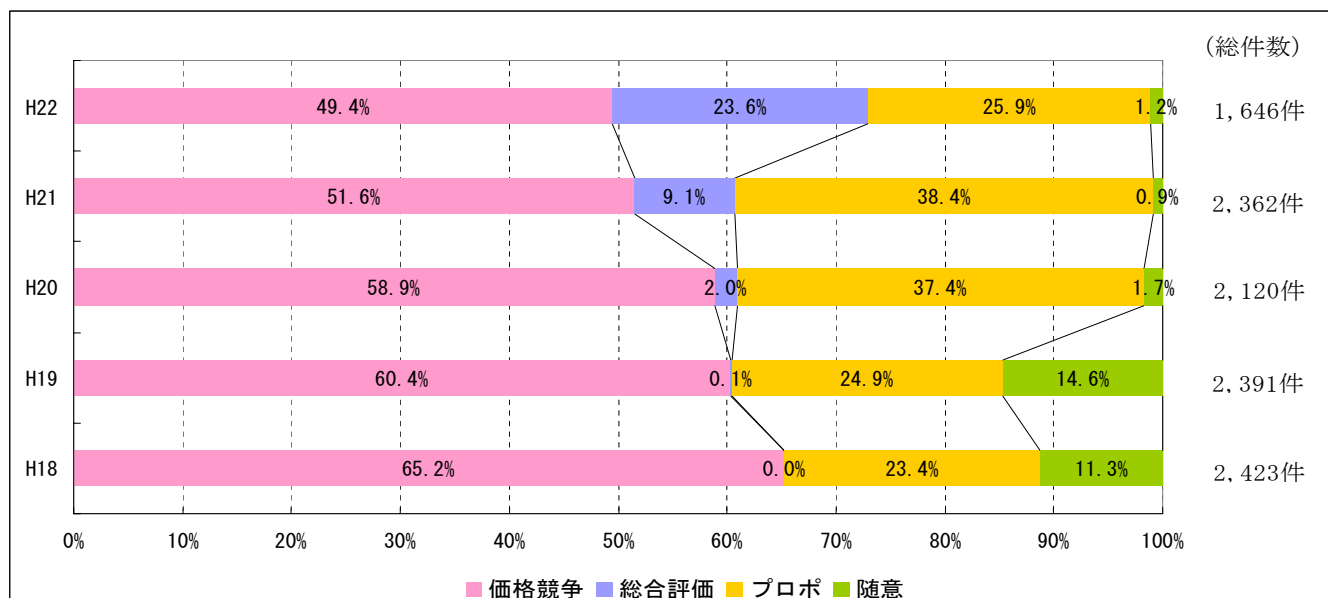


建設コンサルタント業務等における標準的な発注方式事例

◇標準的な業務内容に応じた発注方式事例（道路事業の場合）



九州地整 業務全体 年度別(H18～H22d)契約方式別件数割合グラフ



受発注者それぞれの役割を踏まえたエラー防止への取り組み

◇適切な工期の設定と納期の平準化

過去の実績及び平成23年度目標値

年 度	4月～12月	1月	2月	3月
平成19～21年度 ※1 (九州)	15.7%	3.0%	10.0%	71.3%
平成22年度※1 (九州)	18.0%	4.6%	9.9%	67.5%
平成23年度目標値※2	25%以上	25%以上		50%以下

※1 発注者業務等は除く。

※2 平成23年度目標値については、年間を通しての業務(工期が4～3月の業務:発注者業務等、環境調査等)は除く。

◇設計成果品の品質向上を図るための受発注者間のコミュニケーション円滑化

- ・ 合同現地踏査の実施
- ・ 業務スケジュールの適切な管理
- ・ 業務におけるワンデーレスポンスの実施

平成22年度の実績

項 目	実施件数
試行案件	13件

平成23年度の実施方針

- ・ 今年度については、全ての詳細設計業務において実施する。

総合評価落札方式における落札者決定方法について

(1) 落札者の決定方法について

入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法は加算方式とする。

1) 評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点と技術評価点の設定

技術評価点の満点は60点に固定し、価格評価点の満点を評価値配点割合に応じ20点、30点、60点の何れかで決定する。以下に価格点と技術点の比率に応じた価格評価点を示す。

価格評価点：技術評価点の配点割合が

1：1の場合 価格評価点：60点

1：2の場合 価格評価点：30点

1：3の場合 価格評価点：20点

<加算方式>

○評価値の算出方式

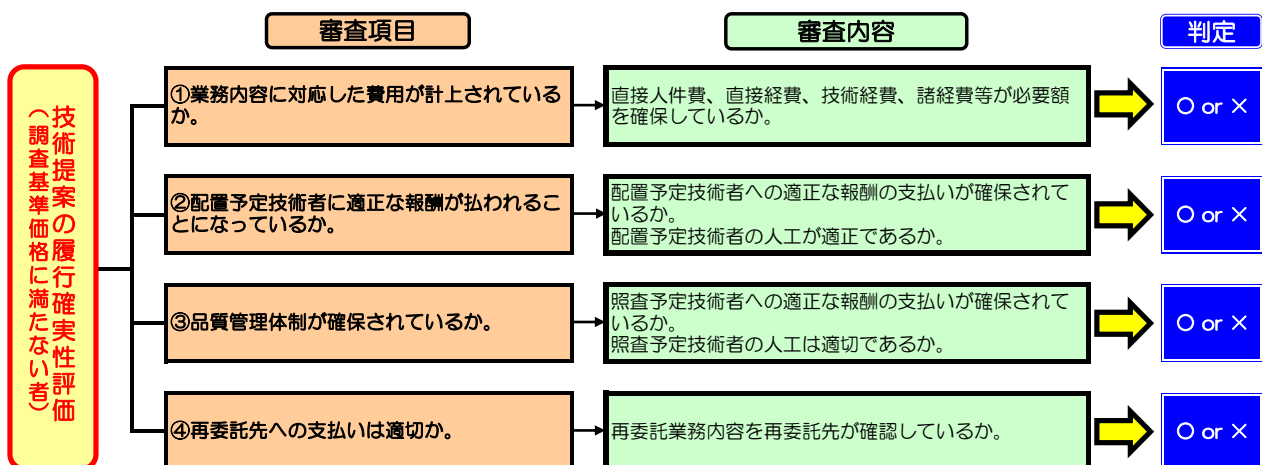
評価値 ＝ 価格評価点 ＋ 技術評価点

価格評価点 ＝ 〔価格評価点の配分点〕 × (1－入札価格／予定価格)

技術評価点 ＝ 60点 × $\frac{\text{技術評価の得点合計}}{\text{技術評価の配点合計}}$

履行体制確認型総合評価落札方式について

◇履行体制確認型総合評価落札方式の審査項目と内容



「O」とした項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

運用のHP掲載について

《工事関係》

◇「工事の総合評価落札方式における現状の考え方」

[\[http://www.qsr.mlit.go.jp/hinkaku/pdf/sogohyoka.pdf\]](http://www.qsr.mlit.go.jp/hinkaku/pdf/sogohyoka.pdf)

《業務関係》

◇「建設コンサルタント業務等における
プロポーザル方式及び総合評価落札方式等の運用」
(土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務)

[\[http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/kangaekata.pdf\]](http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/kangaekata.pdf)

●平成23年度 総合評価方式の実施状況

上半期発注実績 84件(130件)

内総合評価件数 84件(130件)

総合評価実施率 100%

※()は4月1日時点の目標値、発注実績は9月30日時点の数値

評価方法	標準A-I型	技術提案及び配置技術者ヒアリング評価
	標準A-II型	技術提案評価
	標準B型	企業評価 (VE提案、工事成績、地域貢献、手持ち工事量等) 技術者評価 (従事役職、工事成績、継続教育への取り組み等) 技術提案評価
	簡易I型	企業評価 (地域精通度、工事成績、地域貢献、手持ち工事量等) 技術者評価 (従事役職、工事成績、継続教育への取り組み等) 技術提案評価
	簡易II型	企業評価 (地域精通度、工事成績、地域貢献、手持ち工事量等) 技術者評価 (従事役職、工事成績、継続教育への取り組み等)

●技術提案の採否に関する詳細な通知の実施状況

総合評価落札方式(標準型)にあたっては、総合評価落札方式における評価の過程の透明性を一層向上させる観点から、各入札者から提出された技術提案の各項目において、採用となる項目及び採用とならない項目を競争参加資格の確認通知と合わせて、当該技術提案を提出した入札者に対し通知する。

詳細通知の対象工事件数 16件

技術提案の採否に対する説明を求めた工事件数

文書 1件

面談 12件

●入札契約等に関する適正化対策の実施状況

予定価格超過及び低入札・無効多発時対策

予定価格超過及び低入札多発の場合に、入札時に提出が義務付けられている工事費内訳書の内容ヒアリングを実施。

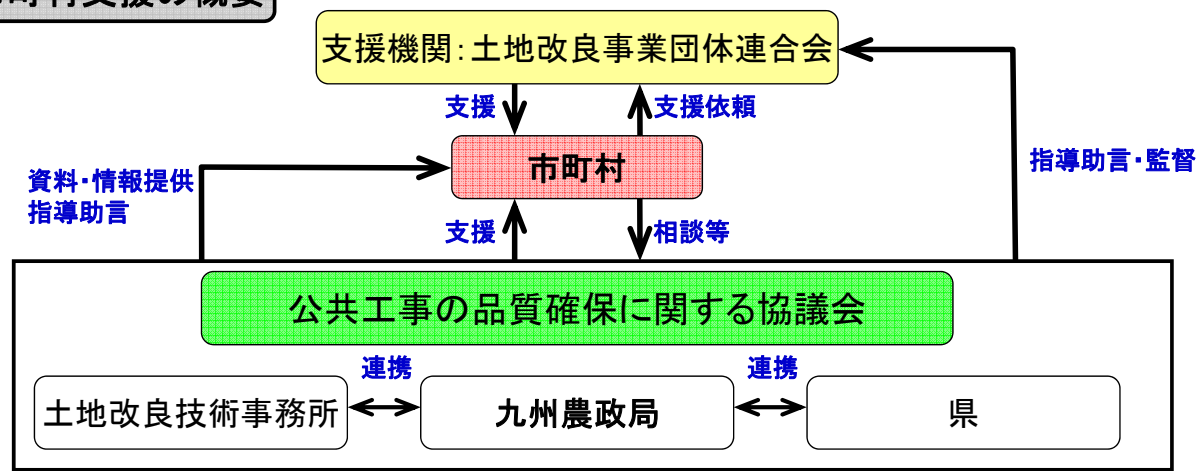
ヒアリングを実施した件数 2件

2. 市町村への総合評価方式の導入支援

資料－3 九州農政局

- 補助金交付決定通知書に品確法遵守の付記
- 各種研修会に出向き市町村職員等への総合評価の啓発

市町村支援の概要



●導入支援指導状況

- ・技術力向上事業(宮崎県土地改良事業団体連合会)にて、「公共工事の品質確保について」講義(1月中旬予定)
- ・技術力向上事業(長崎市)にて「公共工事の品質確保に関する事例について」講義(1月下旬予定)

公共工事の品質確保に関する九州防衛局の取組状況

1 平成23年度の上半期の取組状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (当初)	平成23年度 (10月1日現在)
総合評価件数	115	73	76	25
総合評価以外件数	36	36	29	1
施工体制確認型、低価格・特別重点型	45	38	18	6
低価格入札	25	16	0	12

2 平成23年度の今後の取組 (施工体制確認型、低価格・特別重点調査型の範囲拡充)

12月公告事案より、予定価格1億円以上から5千万円以上へ

3 関係市町村等に対する総合評価方式導入に関する施策

平成20年度以降、補助金等交付決定通知書へ品確法遵守事項を記載

九州大学における平成23年度の取組目標及び取組結果

* 契約実績

(4月～10月分まで)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
【工事】	(件)	(件)	(件)	(件)
総合評価方式	20	25	7	4
通常方式	64	83	34	19
計	84	108	41	23
総合評価実施率	23.8%	23.1%	17.1%	17.4%
【設 計】				
公募型プロポーザル	0	0	0	0
簡易公募型プロポーザル	4	5	6	0
標準型プロポーザル	7	13	0	0
計	11	18	6	0
簡易公募型実施率	36.4%	27.8%	100.0%	0%

◎平成23年度の取組目標及び取組結果

①公募型及び簡易公募型プロポーザル方式の実施率について

平成22年度は、設計の契約件数が少なかったため簡易公募型実施率は100%であったが、それ以前は36.4% 27.8%であった。



平成23年度は、公募型及び簡易公募型プロポーザル方式の実施率を5割以上にすることを取組目標とする。



平成23年度は10月分までで契約の実績がなかった。今後、病院地区(馬出)で設計の計画が2件あり、いずれも簡易公募型プロポーザル方式で実施する予定である。

②低入札対策について

予定価格が2,000万円を超える工事についてのみに低入札価格調査制度の対象



平成23年度は、小規模の工事でも適正な履行を確保するため、2,000万円以下の工事についても低入札調査制度に準じた調査を行うこととする。



試験的に2,000万円以下の工事についても低入札調査制度に準じた調査を行った。事務量が増えることになるので今後も続けるかどうかは現在検討中である。

福岡県における品質確保の取組

● 総合評価方式の実施状況

過去 (公共事業3部合計)

H19	H20	H21	H22
272件	352件	338件	269件

平成23年度の実績(9月末まで)

県土整備部	農林水産部	建築都市部	合計
38件	53件	23件	114件

※今後の件数は未定

(1) 総合評価方式の改善検討

※全体の98%を占める簡易型
(5千万円~5億円)に対して
工事の内容に応じた評価方法の研究

(2) 市町村への総合評価方式の導入支援

H23 取組状況

- 実施促進のための市町村担当部署の訪問
- 説明会等の開催や参加
- 事例集の作成・配布
- 福岡県総合評価技術委員会の活用促進

1. 福岡市のこれまでの取り組み

○下記のとおり総合評価方式に関する取り組みを実施

- ・平成18年度 : 総合評価方式の**試行開始**。工事1件実施
- ・平成19～20年度 : 工事23件, 委託2件を実施(全て試行)
- ・平成21年6月 : 総合評価方式の**本格導入開始**
(予定価格3億円以上の工事が対象)
- ・平成22年8月 : 予定価格2億円以上の工事に対象を拡大

※平成21～22年度 : 工事52件実施(契約数)

- ・土木系 : 21件
- ・建築系 : 14件
- ・電気系 : 9件
- ・機械系 : 8件

※業種など絞らず, 競争入札を行う予定価格2億円以上の工事は
全て総合評価方式の対象

2. 福岡市の取り組み, 特徴と課題

○評価型式と評価項目等

区 分	評 価 項 目	型 式		
		標準型 (I型) 3億円以上	標準型 (II型) 1億円以上	簡易型 1億円未満
提案項目	技術提案	↑	×	×
	施工計画		×	×
企業評価項目	企業の施工能力	↑	↑	↑
	技術者の能力		↑	↑
	社会貢献 地域貢献		↑	↑
配点(加算点)		25～30点	20点	10点

※特定テーマに関し
提案を求め, 評価

※実績等について,
証明資料等に基づき
評価

$$\text{「評価値」} = \frac{\text{技術評価点 (標準点 + 加算点)}}{\text{入札価格}} \times \alpha$$

※除算方式により
受注者決定

○取り組みの特徴

※対象工事では、品質確保や住民配慮等の提案を求める。

※中立かつ公正な審査・評価の確保のため、下記を徹底

- ・提案項目は、外部から特定されない発注部署以外の者が、複数名で評価（入札者名を伏せた状態で評価を行う）
- ・技術提案書と入札書は同時提出とし、技術評価点が確定した後、開札
- ・評価項目決定時のほか、技術評価点確定時、落札者決定時など、契約手続きの各段階において、外部委員会（学識者）の確認を受ける。

○主な課題、要望など

（課題）

- ・提案評価等により、入札参加者・発注者双方の申請・審査に係る業務量の増大

（要望等）

- ・地場企業の育成に配慮して欲しい。
- ・提案書作成、履行等による入札参加者の負担を軽減して欲しい。 など

3. 平成23年度の取り組み状況

○実施件数（10月末迄の発注件数）

※計25件

- | | | | |
|------|-------|------|------|
| ・土木系 | ： 10件 | ・建築系 | ： 5件 |
| ・電気系 | ： 4件 | ・機械系 | ： 6件 |

○今後の取り組み予定

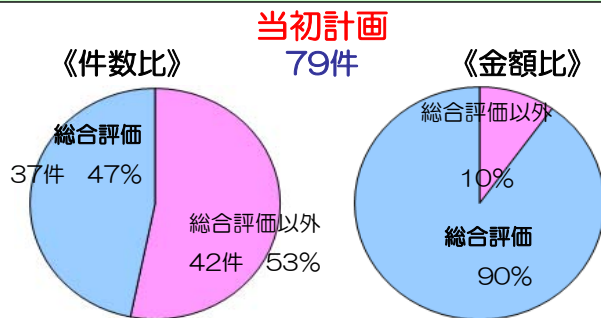
○対象範囲の拡大

- ・総合評価方式の対象工事を2億円以上から1億円以上に拡大

○制度の改定

- ・地場企業育成、入札参加者の技術提案に係る負担軽減の観点から、評価項目の見直し等
- ・評価過程の透明性をより一層向上する観点から、評価結果開示の見直し等
など

平成23年度の当初計画



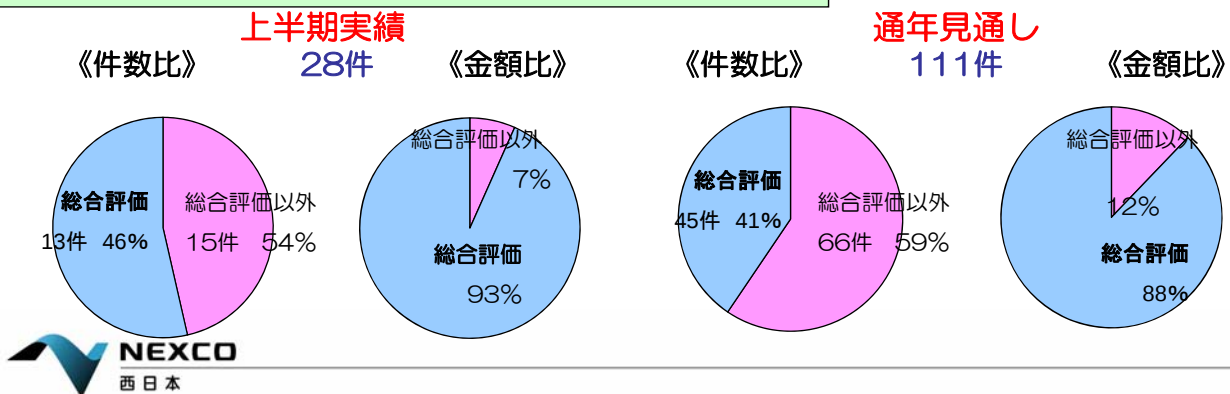
総合評価落札方式適用基準

2億円以上の工事に適用

ただし、次のものを除く。

- ・ 契約制限価格が2億円未満（ただし、新設工事及び改築工事のうち土木工事系工種については4億円未満）の工事。
- ・ 契約責任者が価格落札方式によるべき必要を認めた工事

平成23年度の上半期実績及び通年見直し



総合評価落札方式の評価方式・ 低入札価格調査制度の見直し

平成23年12月2日

みち、ひと…未来へ。



- ・平成19年4月から、工事の品質確保、安全対策の徹底及び工事下請け会社への不当なしわ寄せの排除を目的に低入札調査を強化し、工事契約の適正化に努めている
- ・昨今、低入札価格調査の基準となる適正契約基準価格への近傍への入札価格の著しい集中が見られ、適正契約基準価格の直上、直下で低入札調査の厳格性に著しく差異があるとともに、低価格調査の入札者・発注者双方の負担があった
- ・上記課題の解決と工事契約においてより技術力が評価される制度(総合評価落札方式の評価方法・低入札価格調査)に見直しを実施



2. 変更の概要(1/8)

1) 総合評価落札方式の評価方法

① 価格評価点を導入し、除算方式から加算方式へ

② 価格評価点(0点～100点)

・ 契約制限価格～低入札基準価格

⇒ 入札価格が低くなるに従い直線的に増加

・ 低入札基準価格～価格評価基準額

⇒ 入札価格が低くなるにつれ増加幅は減少
価格評価基準額で100点(放物線)

・ 価格評価基準額以下

⇒ 過度な低入札として加算しない(0点)



2. 変更の概要(2/8)

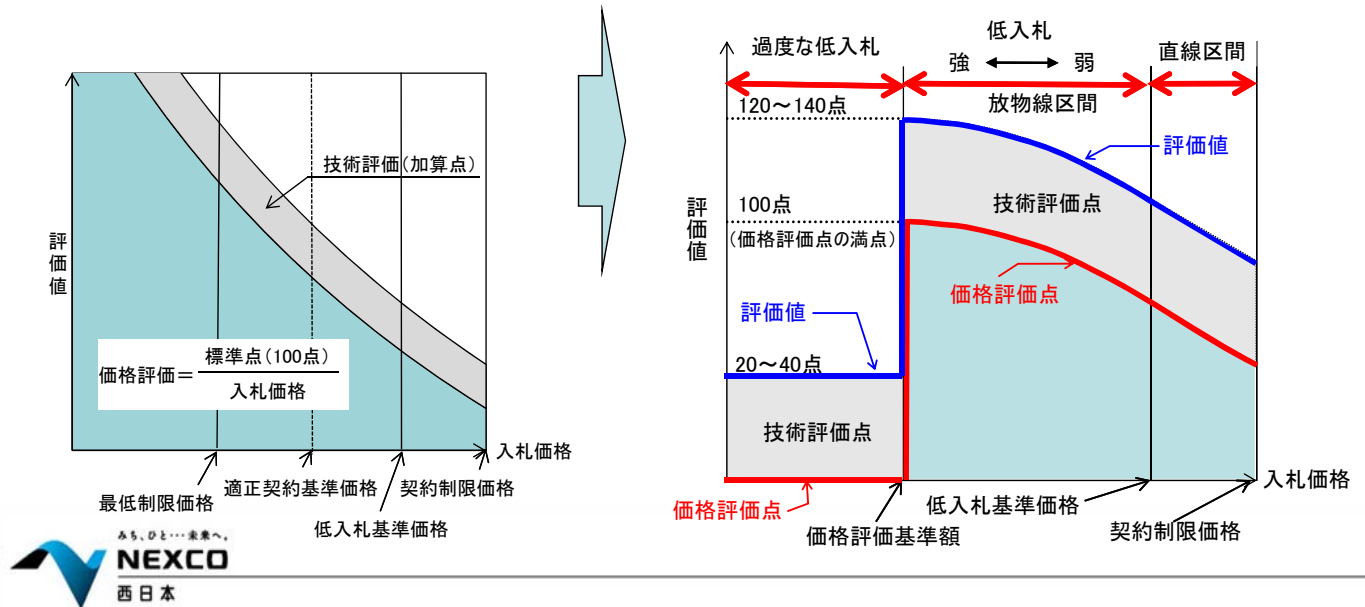
資料—8 西日本高速道路

【除算方式】

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \\ &= \frac{\text{標準点(100点)} + \text{加算点(20~40点)}}{\text{入札価格}} \end{aligned}$$

【加算方式】

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{価格評価点(100点)} \\ &\quad + \text{技術評価点(20~40点)} \end{aligned}$$



2. 変更の概要(3/8)

資料—8 西日本高速道路

2) 低入札価格調査

- ① 全ての工種で審査強化型の低入札価格調査の対象基準額（この額を下回ると低入札調査を実施）を適正契約基準価格から審査対象基準価格に変更

② 価格評価基準額

- ・これを下回ると過度な低入札として価格評価点を加算しない額で、経済性から価格評価を最高点とする額
- ・土木工事系工種

$$\begin{aligned} \text{価格評価基準額} &= \text{直接工事費} + \text{共通仮設費積上分} \\ &\quad + \text{共通仮設費率計上分} \times 0.3 \\ &\quad (\text{概ね } 77\% \text{ 程度}) \end{aligned}$$

2. 変更の概要(4/8)

資料-8 西日本高速道路

・機器設置系工種

価格評価基準額は、全頁の式で算出された額又は最低入札額の低い額に設定

③審査対象基準価格

・全工種

価格評価基準額＝直接工事費＋共通仮設費積上分
＋共通仮設費率計上分×0.3
(概ね77%程度)

2. 変更の概要(5/8)

資料-8 西日本高速道路

④低入札基準価格

・H23.4.1国交省の低入札調査基準価格の変更に準じ
引上げ

低入札基準価格＝直接工事費×0.95
＋共通仮設工事費×0.90
＋現場管理費×0.8
＋一般管理費×0.3

(従来は現場管理費×0.7)

低入札基準価格85%⇒87%程度)

2. 変更の概要(6/8)

資料一8 西日本高速道路

⑤最低制限価格

- ・総合評価落札方式の場合、価格評価点を導入し価格評価基準額未満では加点しないため、最低制限価格採用しない
- ・土木系工種の価格落札方式の場合、最低制限価格を設定

$$\text{最低制限価格} = \text{直接工事費} + \text{共通仮設費積上分} + \text{共通仮設費率計上分} \times 0.3$$

(契約制限価格の77%程度)

- ・機器設置系工種の場合、最低制限価格を設定しない



2. 変更の概要(7/8)

資料一8 西日本高速道路

旧制度 (H21. 12~H23. 6)		新制度 (H23. 7~)			
		[総合評価落札方式]		[価格落札方式] ※	
最低制限価格適用工事	最低制限価格適用外工事	土木工事系工種	機器設置系工種	土木工事系工種	機器設置系工種
契約制限価格 (100%)		契約制限価格 (100%)			
低入札基準価格 (85%程度)		低入札基準価格 (87%程度)			
(調査なし)	(調査なし)	(調査なし)	(調査なし)	(調査なし)	(調査なし)
適正契約基準価格 (80%程度)		審査対象基準価格又は最低制限価格 (77%程度)	審査対象基準価格	最低制限価格	審査対象基準価格
調査後無効 簡易調査		審査対象基準価格 (=価格評価基準額)	最低入札額が審査対象基準価格を下回った場合 (価格評価基準額 = 最低入札額)		
最低制限価格 (75%程度)		低入札調査	低入札調査	失格	低入札調査
失格	標準調査 簡易調査				

西日本

※ 契約制限価格2億円未満 (ただし、新築・改築工事のうち土木工事系工種は4億円未満)

3) 技術評価

- ① 技術評価の客観性確保のため、技術提案に係るヒアリングを原則廃止
- ② 技術評価の差異を明確にするため、技術評価の一部に相対的評価を追加(同点首位の場合、技術提案または施工計画について、その評価結果・質的内容に着目し優劣を判断し最も優位な者に対して0.5点を付与)



3. 変更の効果(1/2)

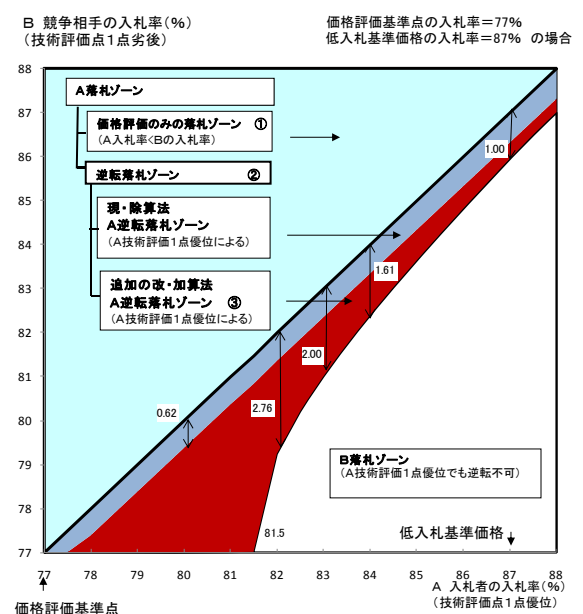
① 技術力の評価

価格評価基準額77%、
低入札基準価格87%
の場合、技術評価点1点
優位の入札者は、入札率
81.47%以下では、他に
入札率の低い者がいても
必ず逆転

○ 技術評価点1点優位なA
価格評価のみのA落札ゾーン

除算法によるA逆転落札ゾーン

制度変更に伴う、技術評価1点優位による逆転落札ゾーンの増加



加算法による加わるA逆転落札ゾーン



②低入札調査

土木工事系工種において審査対象基準価格を下回る場合、価格評価点は加算されないため、落札候補者になる場合はかなり少なくなり、低入札調査の件数も相当減少することが予想される。

建設産業行政の現状と最近の取り組みについて

平成23年12月2日

九州地方整備局

①「建設産業の再生と発展のための方策 2011」

建設産業の使命は、国民生活や経済活動の基盤である住宅・社会資本の整備を通じ、我が国経済社会の発展に貢献することにある。特に、地域においては、経済・雇用を支えるとともに災害対応等において極めて重要な役割を果たしている。

建設投資の急激かつ大幅な減少等により、建設産業は過剰供給構造にあり、競争の激化等によりかつてない厳しい状況に直面。

地域においては、地域社会を支えてきた建設企業が疲弊し、これまで担ってきた災害対応等の機能の維持が困難となり、災害対応空白地帯が発生する等の問題が指摘。

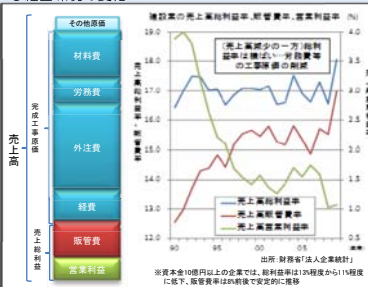
労働環境の悪化等により、若年者の入職が減少し、建設生産を支える機能・技術の承継が困難。

成長市場として有望な海外市場等においても、受注や事業遂行が必ずしも円滑に行われておらず、我が国建設企業の高い技術を活かしきれていない。

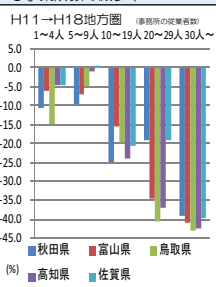
建設市場については、現在も社会資本整備重点計画の見直しが行われているが、民間市場も含め、今後は、少子・高齢化や環境意識の高まり、PPP／PFI等による事業の必要性、維持管理・リフォーム工事等の比重の増加など、様々な変化が指摘。

今後の建設産業の再生方策を策定することを目的として「建設産業戦略会議」を開催
「建設産業の再生と発展のための方策 2011」として取りまとめ、提言

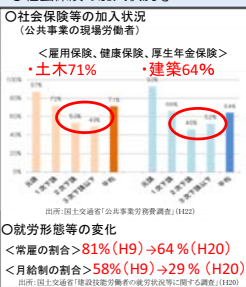
○経営環境の変化



○事業所数の減少率



○社会保険の加入状況等



○技術者の数等



○海外受注の実績



○過剰供給構造

	S55年度	H4年度	H22年度
建設投資額	50兆円(100)	84兆円(141)	41兆円(66)
許可業者数	50万社(1.0)	53万社(1.1)	50万社(1.0)
建設業就業者数	548万人(1.0)	619万人(1.1)	498万人(0.9)

課題1 地域社会の維持

- 災害対応、除雪、維持管理等(地域維持事業)を担える企業が不足

対策1 地域維持型の契約方式の導入

- 地域維持事業の担い手確保に資する新たな契約方式(※)の導入
- ※ 包括発注(一括契約、複数年契約等)や、地域建設企業の共同体による受注

課題2 技能労働者の雇用環境の改善

- 売上高減少に伴う固定費削減方策として、技能労働者の外部化、賃金の低下等
- 若年入職者が減少、技能・技術喪失の危機
- 法定福利費を負担しない企業が、人を大切にする施工力のある企業を駆逐しているおそれ

対策2 保険未加入企業の排除

- 行政、元請、下請による一体的な取組
- <行政> 保険加入状況の確認強化、指導
- <元請> 下請指導責任の明確化
- <下請> 保険加入の徹底

課題3 技術者の育成と適正配置

- 施工管理を適切に行うことができる人材の継続的育成
- 技術者の不適正配置が工事の品質と施工の安全に影響
- 業種区分が実態と乖離のおそれ

対策3 技術者データベースの整備と業種区分の点検

- 技術者DBの整備・活用による技術者の資質向上と適正配置の徹底
- 業種区分の点検と見直し

課題5 海外市場への積極的進出

- 海外には膨大なインフラ需要がある一方、受注額が伸び悩み

対策5 海外展開支援策の強化

- 契約・リスク管理の強化
- 情報収集・提供、人材育成の強化等
- 投資協定の活用

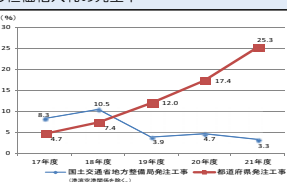
課題6 過剰供給構造の是正

- 企業数としては過剰
- 震災により一時的に建設需要が増加しても、過剰供給構造そのものは変わらない

対策6 不良不適格業者の排除

- 保険未加入企業の排除、技術者適正配置の徹底(再掲)
- 建設企業としての欠格要件の強化
- 都道府県との連携強化

○低価格入札の発生率



課題4 公共調達市場と受発注者関係

- 価格競争が激化し地域建設企業の疲弊と品質への影響
- 参加者多数の入札で受発注者の手続負担増

対策4 入札契約制度改革の推進

- 地方公共団体等におけるダンピング対策の強化
- 段階選抜方式の活用推進
- 地域企業の適切な活用
- 受発注者間の法令遵守ガイドラインの策定

課題7 東日本大震災

- 迅速かつ円滑な復旧・復興
- 特定の地域又は業種で一時的に供給不足となる可能性
- 被災地と原発地域の企業の支援

対策7 震災を受けた特別の対応

- 建設企業の役割を發揮させるための行政による支援等
- 地域企業と地域外企業の適切な活用
- 事業の早期着手のための随意契約や指名競争入札の活用等

課題1 地域社会の維持

- 災害対応、除雪、維持管理等(地域維持事業)を担える企業が不足

対策1 地域維持型の契約方式の導入

- 地域維持事業の担い手確保に資する新たな契約方式(※)の導入

※ 包括発注(一括契約、複数年契約等)や、地域建設企業の共同体による受注

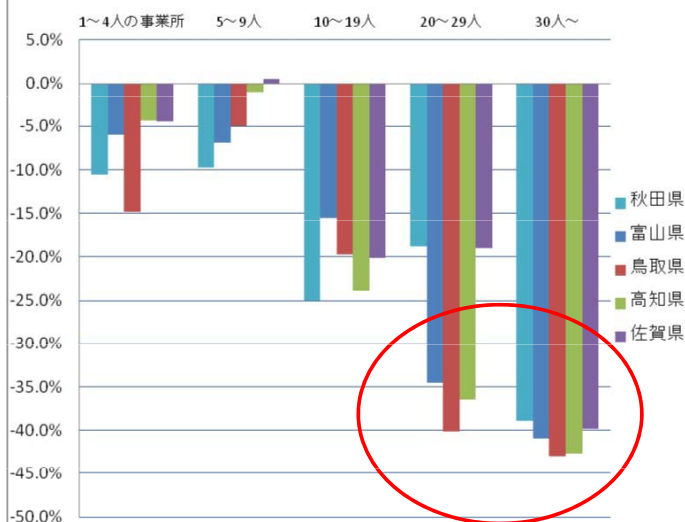
- 中規模(従業員10人)以上の建設企業の数が大幅に減少し、小規模の建設企業の割合が増加。
- 小規模化の傾向は、地方圏で顕著。

許可業者の減少率

秋田▲6.7%	東京▲11.1%
富山▲5.1%	大阪▲15.4%
鳥取▲3.8%	愛知▲4.4%
高知▲5.5%	神奈川▲7.6%
佐賀▲8.9%	埼玉▲9.7%

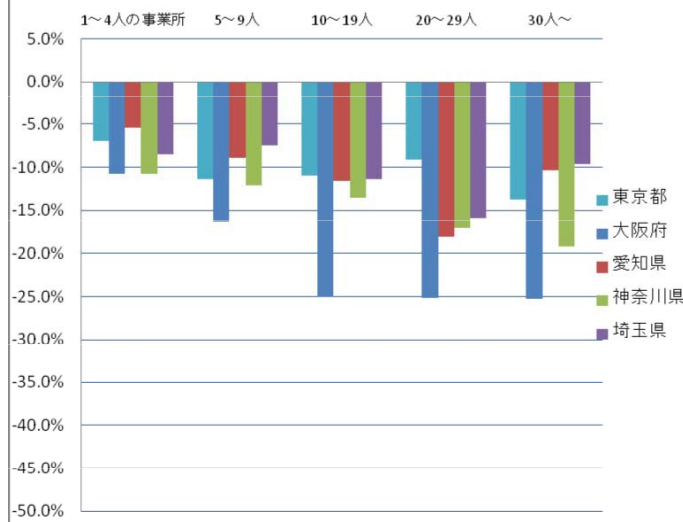
事業所数の減少率(H11→H18地方圏)

【出所：総務省「事業所・企業統計調査」(H11、H18)】



事業所数の減少率(H11→H18大都市圏)

【出所：総務省「事業所・企業統計調査」(H11、H18)】

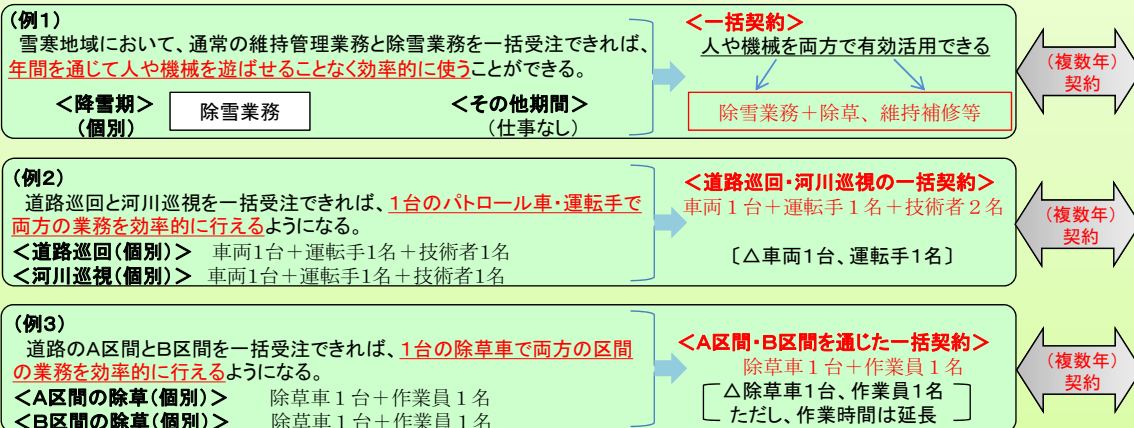


地域維持型の契約方式

課題を踏まえた対応の方向性

- ① 地域維持事業※に係る経費の積算において、実態に即した適切な費用計上を行う。
※災害対応、除雪、インフラの維持管理
- ② 地域に不可欠な維持管理を適切に行い得る担い手の確保が困難となるおそれがある場合には、施工の効率化と施工体制の安定的確保の観点から、地域の実情を踏まえつつ、契約方式を工夫する。
(例えば、一括契約、複数年契約、地域精通度の高い建設企業(地域維持型の建設共同企業体等)との契約等)
- ③ 契約は、適正な競争のもと、透明性の高い契約手続を通じて行う。

一括契約のイメージ例



地域維持事業の実施を目的とした
新タイプの建設共同企業体(JV)
(個々の企業ではなく)

目指すべき姿

地域社会の維持、災害対応空白地帯の発生防止

課題2 技能労働者の雇用環境の改善

- 売上高減少に伴う固定費削減方策として、技能労働者の外部化、賃金の低下等
- 若年入職者が減少、技能・技術喪失の危機
- 法定福利費を負担しない企業が、人を大切にする施工力のある企業を駆逐しているおそれ

対策2 保険未加入企業の排除

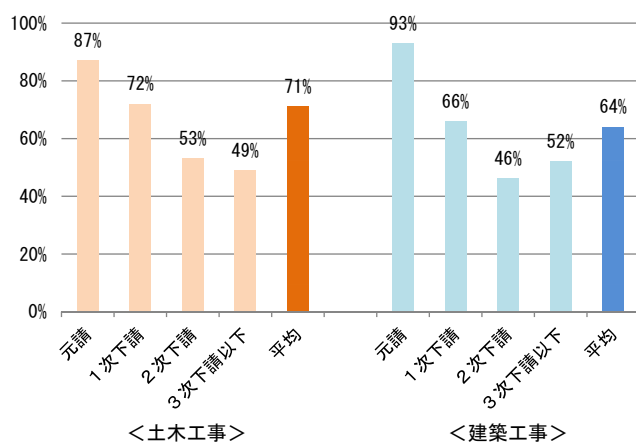
- 行政、元請、下請による一体的な取組
 - ＜行政＞ 保険加入状況の確認強化、指導
 - ＜元請＞ 下請指導責任の明確化
 - ＜下請＞ 保険加入の徹底

公共事業労務費調査における社会保険等の加入状況

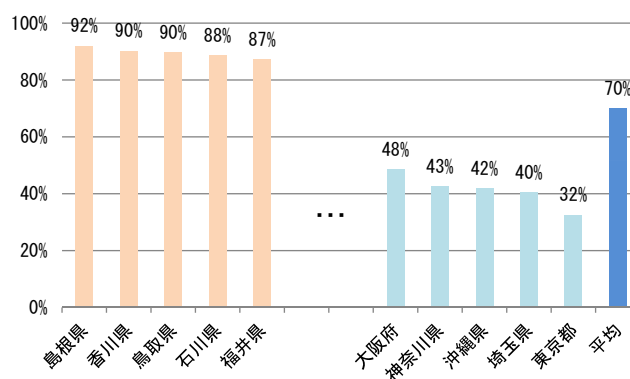
- 労働者単位での加入状況をみると、下請企業を中心に、保険未加入の割合が大きくなっている。
- 都道府県別では、地方部と比較して、都市部の加入割合が低い傾向にある。

労働者単位での加入状況

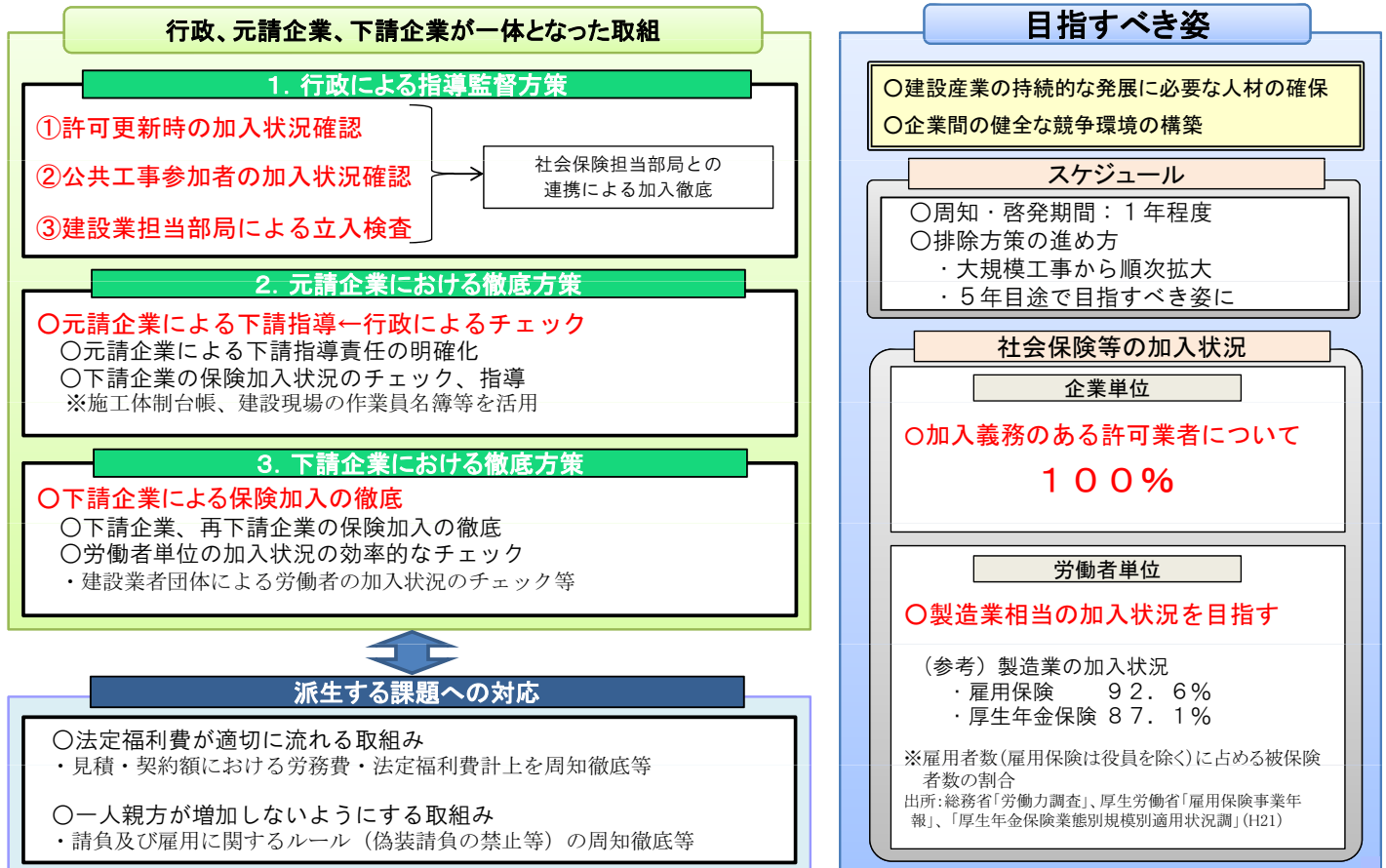
① 元請・下請次数別（合計標本数：77,891）



② 都道府県別（合計標本数：77,891）



※平成22年度公共事業労務費調査のデータにおける、規模が10人以上の事業所、65歳未満、月18日以上労働する労働者（交通誘導員A、Bを除く）の有効標本（77,891標本）のうち、雇用保険、健康保険（一般健康保険、日雇特別保険、全国土建国保、または船員保険等）、及び厚生年金保険の法定福利費控除額（本人負担額）が3保険とも確認できた標本の率を示す。
 ※法定福利費控除額（本人負担額）が確認できなかった標本の中には国民健康保険、国民年金の加入者等が含まれる。



課題3 技術者の育成と適正配置

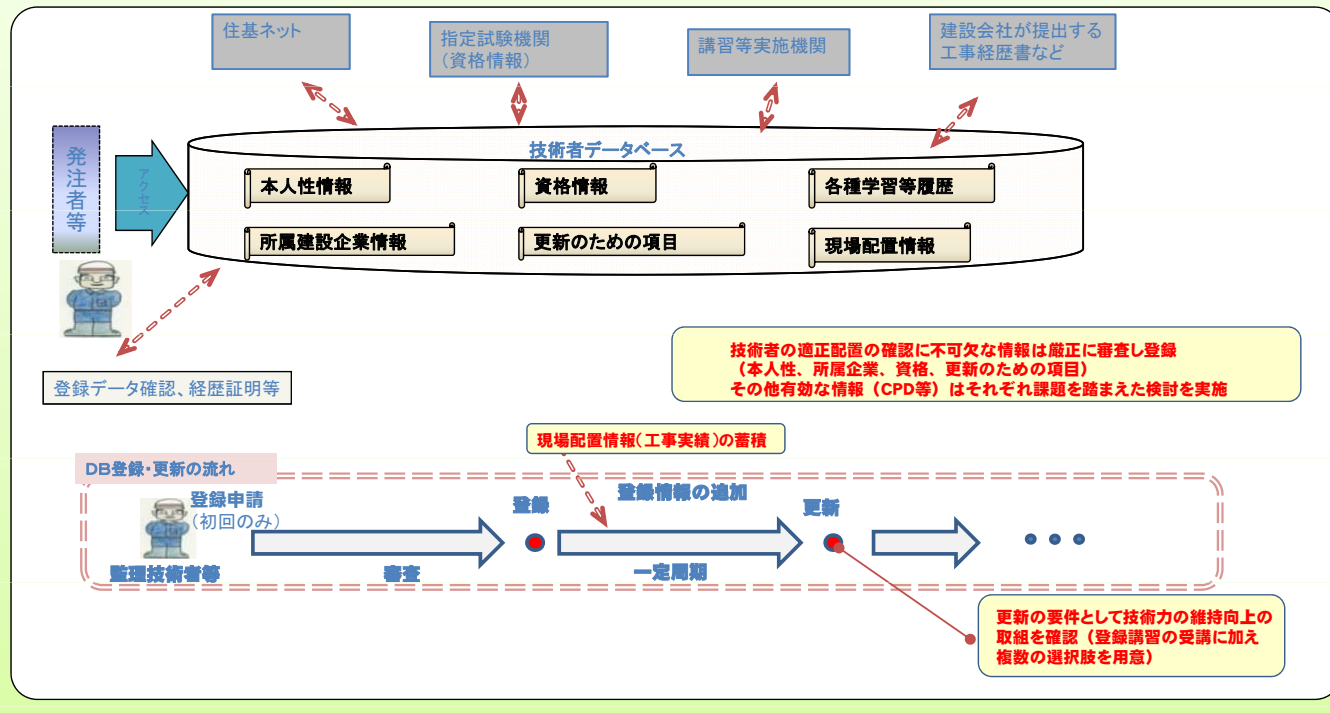
- 施工管理を適切に行うことができる人材の継続的育成
- 技術者の不適正配置が工事の品質と施工の安全に影響
- 業種区分が実態と乖離のおそれ

対策3 技術者データベースの整備と業種区分の点検

- 技術者DBの整備・活用による技術者の資質向上と適正配置の徹底
- 業種区分の点検と見直し

課題を踏まえた対応の方向性(1)

◎技術者に関するデータベースの整備



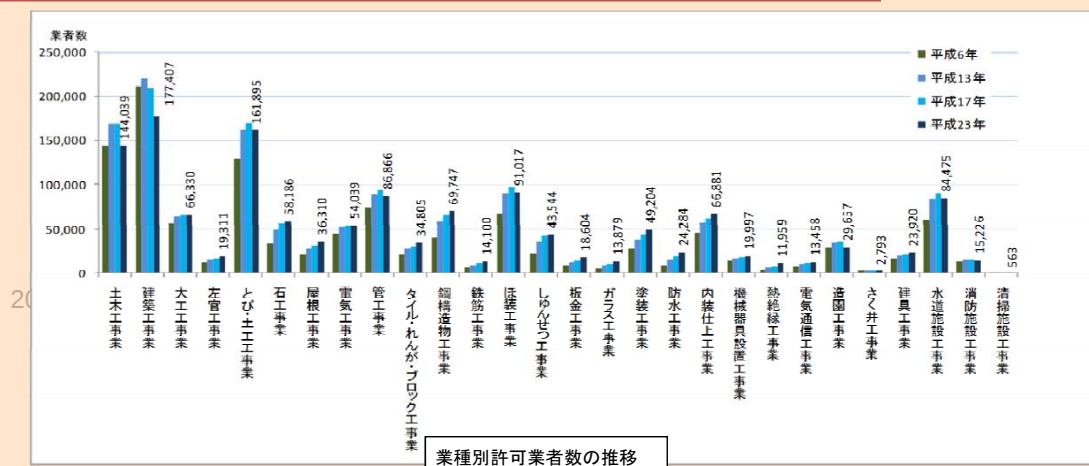
目指すべき姿

- 技術者の資質・技術力向上のインセンティブの付与
- 優秀な技術者の確保・育成

業種区分の点検

業種区分の点検の必要性

- 建設工事は多種多様な専門技術の組合せにより行われており、業種別許可制度を採用
- 現在の業種区分は、昭和46年に、施工技術の相違や取引慣行、業界の実態等より設定
- 40年が経過する中で、実態と乖離しているおそれ



課題を踏まえた対応の方向性

◎業種区分の点検

業種区分の点検の視点を整理し点検を行い、必要な見直しを検討（建設業界の意見も聴取し、総合的な観点で検討）

目指すべき姿

- 時代のニーズや経営環境の変化に対応した技術者制度の適切な運用

課題4 公共調達市場と受発注者関係

- 価格競争が激化し地域建設企業の疲弊と品質への影響
- 参加者多数の入札で受発注者の手続負担増

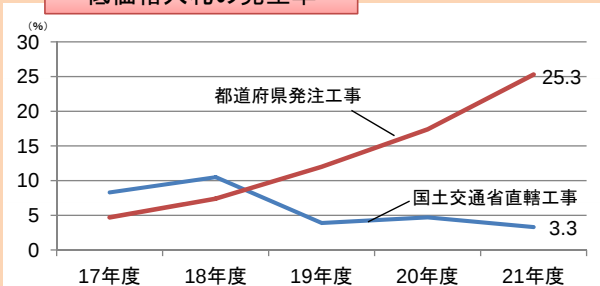
対策4 入札契約制度改革の推進

- 地方公共団体等におけるダンピング対策の強化
- 段階選抜方式の活用推進
- 地域企業の適切な活用
- 受発注者間の法令遵守ガイドラインの策定

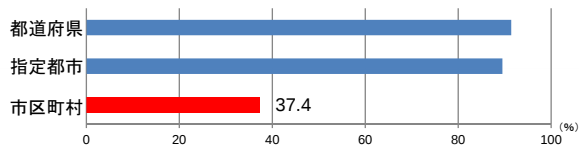
ダンピング対策の強化

現状と課題

低価格入札の発生率



低入札価格調査基準価格 (国並み水準以上に設定している自治体の割合)



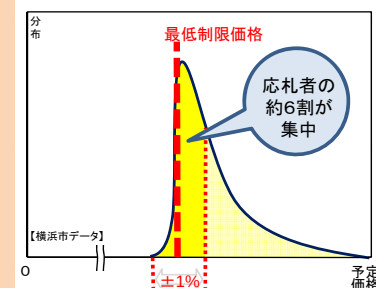
予定価格の事前公表(都道府県の36団体)

くじ引き落札の多発

入札行動のゆがみ

事前公表 13.5% > 事後公表 5.7%

2.4倍



課題を踏まえた対応の方向性

- ・調査基準価格を、国の調査実績に基づく水準に見直し
- ・予定価格等の事前公表の取りやめ

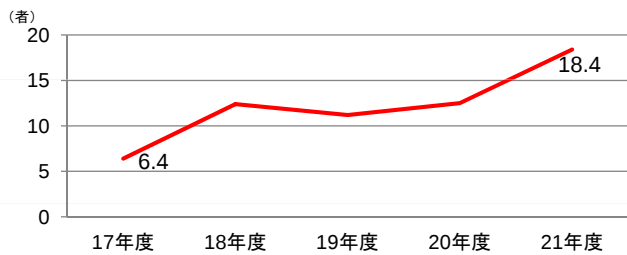
目指すべき姿

工事の品質確保、下請へのしわ寄せ防止 等

落札決定の効率化(段階選抜方式)

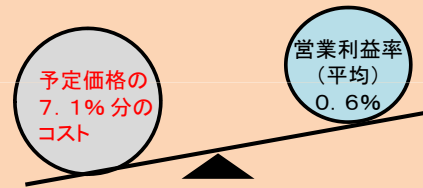
現状と課題

平均入札参加者数(国土交通省直轄のWTO対象工事※)



※国土交通省(港湾空港を除く)発注の一般土木工事

総合評価の技術提案・審査に多くのコストを要している(H21)



予定価格の7.1%が受発注者全体のコストとなっている。

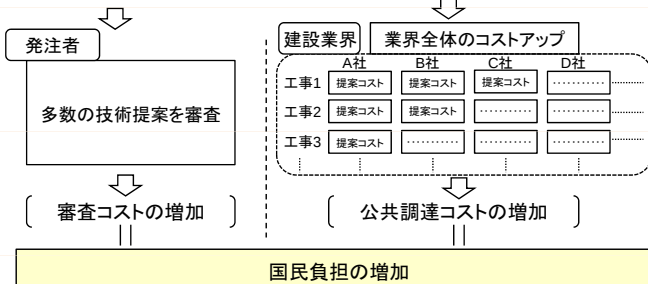
(平均入札参加者数18.4者※の場合の試算)

建設企業の営業利益率は0.6%。

(2010年7月 日建連法人会員決算状況調査)

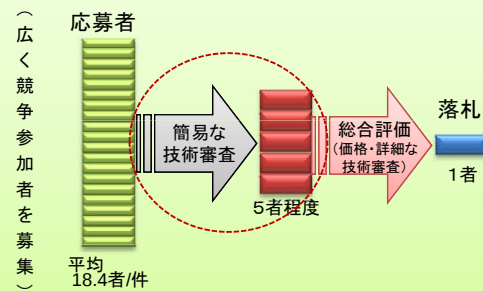
入札契約手続に要した審査コスト(発注者)及び技術提案コスト(建設企業)は、最終的には、国民負担の増加につながるおそれ。

平均入札参加者数が18.4者 多数の工事において、多数の企業が、多数の技術提案を作成。



課題を踏まえた対応の方向性

段階選抜のイメージ



目指すべき姿

受発注者の手続コストの縮減

課題5 海外市場への積極的進出

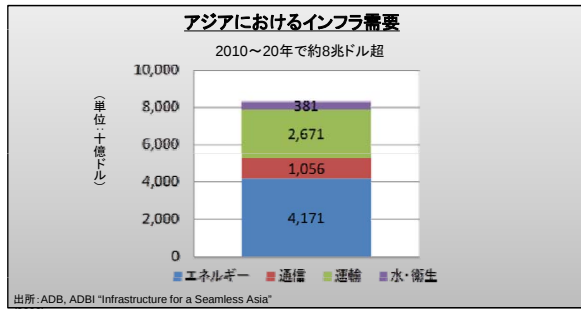
- 海外には膨大なインフラ需要がある一方、受注額が伸び悩み

対策5 海外展開支援策の強化

- 契約・リスク管理の強化
- 情報収集・提供、人材育成の強化等
- 投資協定の活用

海外展開支援策の強化

1. 必要性



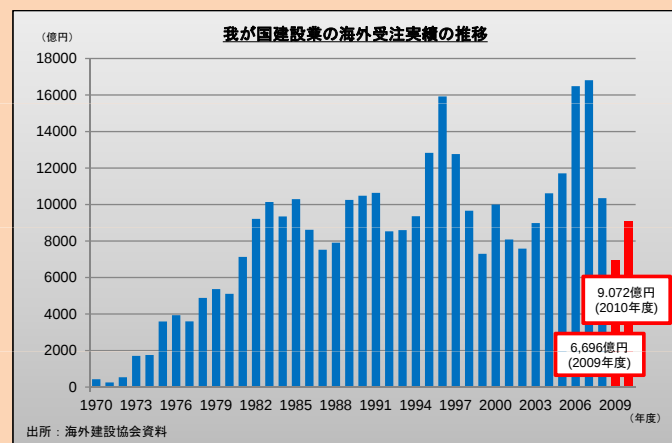
世界の建設投資の現況
(単位: 億米ドル)

	日本	アジア太平洋	中東・アフリカ (MENA)
GDP	54,381.3	102,551.0	17,300.0
日本を100とした場合の割合	100	189	32
建設投資	4,454.3	25,898.0	1,087.0
日本を100とした場合の割合	100	581	24
建設投資の対GDP比	8.2%	25.3%	6.3%

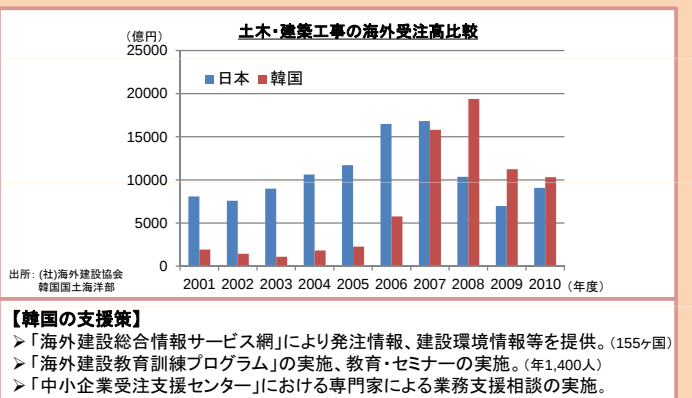
＞日本は2010年度、アジア太平洋、MENAは2009年。
出所: 財団法人建設経済研究所「建設経済レポート」2011年4月版

新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)、国土交通省成長戦略(平成22年5月17日国土交通省成長戦略会議報告)においても、海外展開を推進することとしている。

2. 現状



○韓国等諸外国では政府が手厚い支援策を講じている例もあり、競争が激化。



海外展開支援策の強化

3. 当面の施策の方向性

1. 契約・リスク管理の強化

- ・契約・リスク管理の重要性についての意識改革の推進。
- ・国内における国際的な発注・契約方式を取り入れた公共工事の実施の検討、試行。
- ・海外建設ホットラインの拡充。
- ・貿易保険の活用。

2. 情報収集・提供の強化

- ・主要国の建設環境情報やトラブル情報等を収集・提供する仕組みの構築。
- ・JETROとの連携強化
- ・中小企業向け相談窓口を設置するとともに、必要に応じ、専門アドバイザーとの相談をアレンジ。

3. 人材育成の強化

- ・業界における人材育成体制の構築。
- ・研修プログラムの作成、公開講座に対する支援。
- ・我が国留学生、外国人研修生等に関する海外建設人材情報データベースの構築支援。
- ・日本型の建設マネジメントについて経験等有する現地人材の育成。

4. 事業初期段階からの戦略的支援・海外進出意欲の醸成

- ・トップセールスの展開。
- ・建設企業等による案件形成支援。
- ・建設交流会議(PRセミナー)の開催、国際見本市への参画等。
- ・融資(JBIC、政投銀等)の活用促進。
- ・海外現地法人の海外建設工事の完成工事高等を経営事項審査の評価の対象とする方向で検討。

5. 国際建設市場の環境整備

- ・途上国等に見られる外国業者に対する外資制限の緩和等、非関税障壁の撤廃交渉(WTO、二国間)。
- ・投資協定(BIT)、経済連携協定(EPA)の活用。

目指すべき姿

各企業、業界団体、政府が一体となって、
中小建設企業等を含めた我が国建設産業の海外展開を推進

課題6 過剰供給構造の是正

- 企業数としては過剰
- 震災により一時的に建設需要が増加しても、過剰供給構造そのものは変わらない



対策6 不良不適格業者の排除

- 保険未加入企業の排除、技術者適正配置の徹底（再掲）
- 建設企業としての欠格要件の強化
- 都道府県との連携強化

課題7 東日本大震災

- 迅速かつ円滑な復旧・復興
- 特定の地域又は業種で一時的に供給不足となる可能性
- 被災地と原発地域の企業の支援



対策7 震災を受けた特別の対応

- 建設企業の役割を発揮させるための行政による支援等
- 地域企業と地域外企業の適切な活用
- 事業の早期着手のための随意契約や指名競争入札の活用等

公正な競争の促進

○「地域維持型契約方式」の導入

- 地域維持事業（災害対応、除雪、インフラの維持管理の事業）の担い手確保に資するため、事業実施に要する経費を適切に費用計上するとともに、新たな契約方式として、
 - ・包括発注（一括契約や複数年契約）や、
 - ・地域維持型JV（仮称）による受注の仕組みを導入。

- 地域維持型JV（仮称）は、地域維持事業の実施を目的に継続的に結成。経常JVや個別企業との同時登録ができる。

○ 一般競争入札、総合評価落札方式

- 一般競争入札及び総合評価落札方式の性格を踏まえ適切に活用。
- 総合評価落札方式における具体的な評価内容の通知。
- 総合評価落札方式について、受発注者双方の事務負担の軽減のため、段階審査による落札者決定方式を活用。

○ 一般競争入札等の活用に必要な条件整備

- 地域要件については、各発注者が運用方針を作成した上で、適切な設定を図る。
- 入札ボンドの積極的な活用と対象工事の拡大を図る。

○ 予定価格の設定に当たり、設計金額からの歩切りは、行わない。

透明性の確保

○ 予定価格、調査基準価格、最低制限価格の事後公表

- 調査基準価格及び最低制限価格は、くじ引きによる落札の増加等の弊害が生じうるため、契約締結後に公表。
- 予定価格についても、同様の弊害が生じかねないことから、契約締結後に公表。なお、地方公共団体は、弊害が生じることがないよう、事前公表の取りやめ等適切に対応。

○ 外部から入札関係職員への不当な働きかけがあった場合の「記録・報告・公表の仕組み」を導入。

適正な施工の確保

○ 調査基準価格の見直しや、価格による失格基準の積極的な導入・活用によるダンピング対策の強化

○ 公共工事標準請負契約約款に基づく変更契約等、発注者・受注者間の対等性の確保

その他

○ 公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用、暴力団等による不当介入時の通報・報告の徹底。

○ CM方式の活用・拡大等による業務執行体制の充実等。

地方公共団体に対する入札契約適正化法に基づく要請（公共工事の入札及び契約の適正化の推進について）（概要） （H23.8.25 総務大臣及び国土交通大臣から各都道府県知事・政令指定都市市長あて通知）

I. 緊急に措置に努めるべき事項

○地域維持型契約方式

- ・地域維持事業の担い手確保が困難になるおそれなど担い手の実情を調査。
- ・地域維持事業の事業実施に要する経費を適切に費用計上。
- ・地域の実情に応じ、地域維持型の契約方式として、包括発注（一括契約や複数年契約）や、地域精通度の高い建設企業で構成される建設共同企業体等による受注の仕組みを活用。

○ダンピング対策の強化

- ・低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の適切な見直し、価格による失格基準の積極的な導入・活用。

○予定価格等の事前公表の見直し

- ・低入札価格調査基準価格・最低制限価格は契約締結後に公表。
- ・予定価格についても事前公表の取りやめ等適切に対応。
- ・外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ等があった場合の記録・報告・公表の制度を導入。

○予定価格の適切な設定

- ・設計金額（積算金額）からの歩切りは行わない。

○一般競争入札等の活用に必要な条件整備

- ・地域要件の活用に当たり、各発注者が予め運用方針を策定。
- ・入札ボンドの積極的な活用と対象工事の拡大。

○総合評価落札方式における手続の合理化及び透明性の確保

- ・段階審査による落札者決定方式を活用し、受発注者双方の事務量を軽減。また、評価結果の公表及び評価内容の通知等の実施。

○公共工事標準請負契約約款に基づく変更契約の締結の促進等

○談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底

II. 継続的に措置に努めるべき事項

○一般競争入札、総合評価落札方式の適切な活用

○不良・不適格業者の排除

- ・公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用。
- ・不当介入があった場合の通報・報告等の徹底。

○発注者としての体制の補完

- ・CM方式等外部機関の活用、市町村の入札契約制度改善への都道府県の支援。等

III. 情報の公表を行わなければならない事項

○法に基づく公表義務の徹底

IV. その他公共工事の入札・契約に関する留意事項

○前払金・中間前払金の導入・拡大

○工事請負代金の支払手続の迅速化

○地域建設業経営強化融資制度等の普及・拡大

「建設産業の再生と発展のための方策 2011」に関する経緯

国土交通省建設産業戦略会議による提言	6/23
「入札契約適正化指針の改正案」中建審了承	7/27
「入札契約適正化指針の改正」閣議決定	7/27
入契適正化要請を各県・政令市・省庁に通達	8/25
中建審・社整審 基本問題小委員会 初会合	9/30
〃 第2回	10/24
〃 中間とりまとめ	12月中

地域維持型契約方式について



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

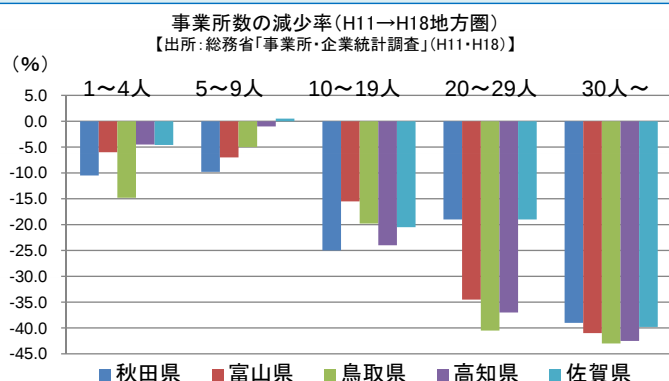
地域維持事業の現状と課題



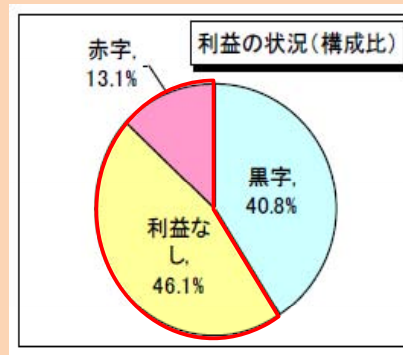
- 事業環境の悪化に伴い、災害対応、除雪、インフラの維持管理等（地域維持事業）を担う能力のある地域建設企業が減少。
→このままでは地域社会の維持に不可欠な最低限の維持管理等までもが困難となる地域が生じかねない状況。
- 地域の維持管理等が将来にわたって持続的に行われるよう、入札契約制度においても担い手確保に資する工夫が必要。

担い手企業の小規模化

中核となる建設企業の大幅減、小規模化・零細化（地方圏で顕著）

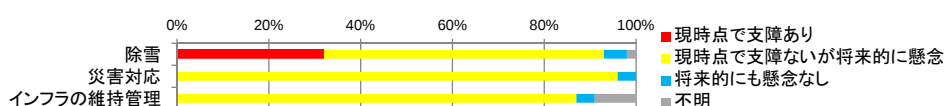


地域維持事業の低い採算性



出所：富山県建設業協会調べ（平成23年1月）

地域維持事業における都道府県の将来的な懸念



出所：国土交通省「建設企業の災害対応、除雪、インフラの維持管理等に関するアンケート」（平成23年1月）及び北陸地方整備局調べ

不調・不落の増加

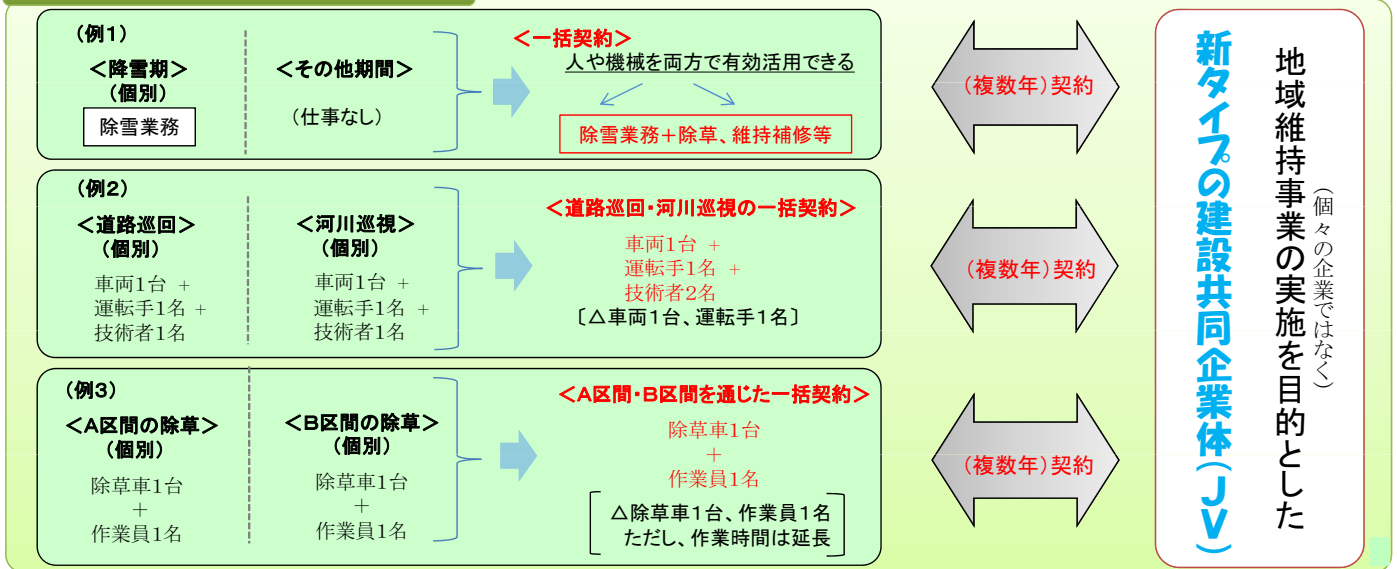
【（除雪）北陸4県・市町村】
（H19）119件、（H20）183件、
（H21）186件

入札契約適正化指針（平成23年8月9日閣議決定）（抄）

地域維持業務に係る経費の積算において、事業の実施に実際に要する経費を適切に費用計上するとともに、地域維持事業の担い手確保が困難となるおそれがある場合には、人員や機械等の効率的運用と必要な施工体制の安定的な確保を図る観点から、地域の実情を踏まえつつ、次のような契約方式を活用するものとする。

- 1) 複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や、複数年の契約単位とするなど、従来よりも包括的に一の契約の対象とする。
- 2) 実施主体は、迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設業者とし、必要に応じ、地域維持事業の実施を目的に当該建設業者で構成される建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体）等とする。

具体的な一括契約の例



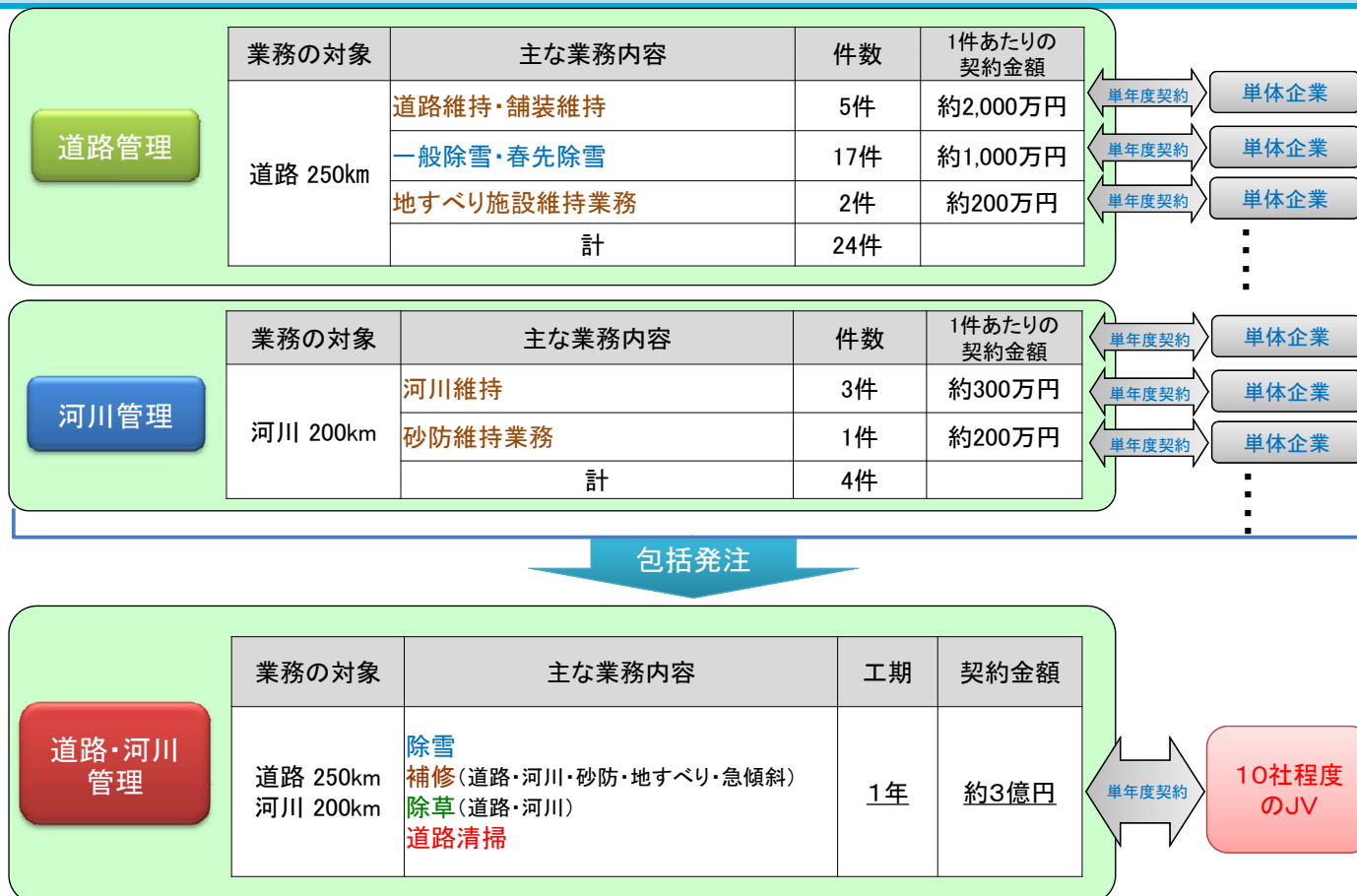
包括発注イメージ①（国土交通省 直轄）

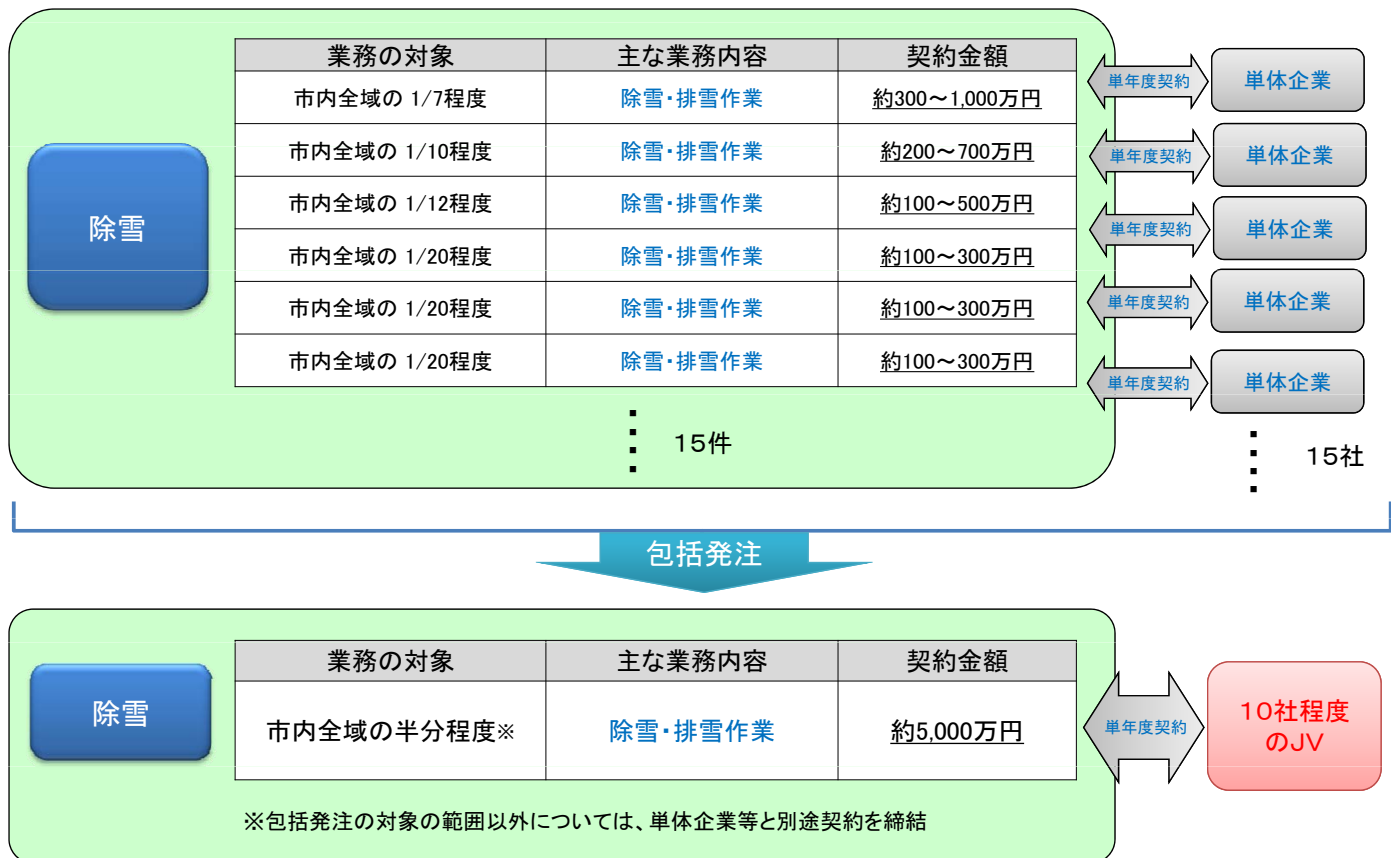


包括発注イメージ②(都道府県)

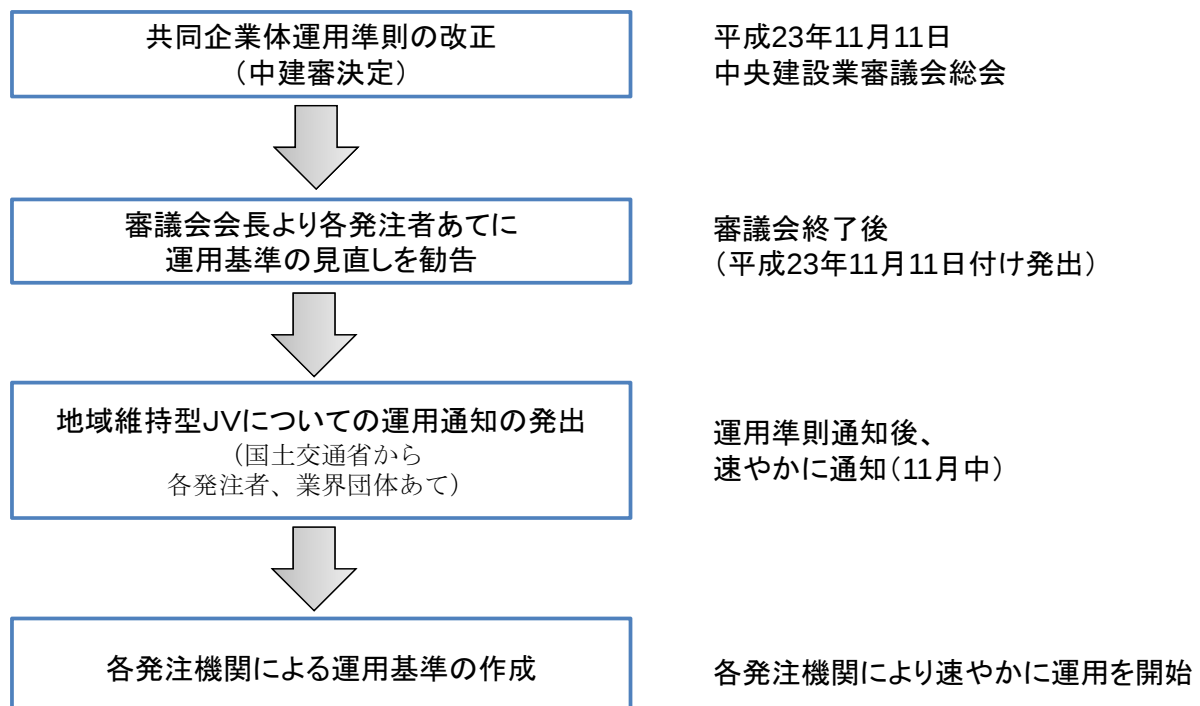


包括発注イメージ③(都道府県)





共同企業体の運用スケジュール



2 総合評価落札方式の活用・改善等による 品質確保に関する検討について(案)

2. 平成23年度の実施計画(案)

(1)総合評価方式の実施状況のフォローアップ

○国土交通省直轄工事における総合評価方式の実施状況を年次報告としてとりまとめ、公表する。

(2)総合評価落札方式の効果検証と更なる展開

①総合評価落札方式の効果検証

○総合評価落札方式の品質確保への寄与度について、総合評価のタイプ、評価項目等による影響を分析することにより効果を検証する。

②総合評価方式の制度設計

○総合評価方式の効果検証結果を踏まえ、工事規模、工事種別等により適用すべき総合評価方式のタイプ、評価方法を検討する。

- 技術提案を求めるタイプと簡易に技術力を評価するタイプへの二極化等
- 技術評価点の考え方

(3)多様な発注方式の導入・普及に関する検討

①総合評価方式における段階選抜方式の試行拡大における検討

- 一段階目における絞り込みの方法、絞り込み業者数等の検討
 - 選抜企業の偏りの防止
 - 選抜するための評価項目の設定

②その他

- 総合評価方式における事後審査方式の試行
 - 分析・評価の実施
- 地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行
 - 適用の拡大、評価項目の検討
- 特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行
 - 適用の拡大、評価項目の検討

総合評価落札方式のタイプ別の課題及び検討方針(案)

簡易型

- ・入札参加者の技術力の選別の観点からは、「簡易な施工計画」は必ずしも有効に機能していないと思われる。
- ・「簡易な施工計画」の役割を検証し、これに代わるより効率的・効果的な方法を検討する必要がある。

標準型

- ・WTO対象工事では、技術評価点の最高得点者が、調査基準価格に近い価格で落札している。
- ・WTO対象工事では、技術評価点での差がつきにくくなっていることから、技術提案・評価のあり方について検証が必要である。
- ・WTO対象工事では、入札参加者数が急増している。
- ・段階選抜方式の導入等、手続きの簡素化や技術提案・評価のあり方を見直す必要がある。

高度技術提案型

- ・民間の高い技術力を有効に活用するという観点から、予定価格の設定方法を含め、技術提案・評価のあり方について検証が必要である。
- ・適用件数が少なく、高度技術提案型の活用に向けた検討が必要である。

・標準型適用の考え方を見直し、技術提案により企業の技術力を評価するタイプと企業の施工能力を簡易に評価するタイプに二極化することとし、その線引きについて検討

施工能力評価型[仮称]

- ・施工能力を有する企業を確実に選別する観点から、「簡易な施工計画」に代わる、効果的、効率的な手段を検討(例えばヒアリング等)
- ・受注者の固定化に配慮した評価方法等を検討

技術提案評価型[仮称]

- ・一段階目での絞り込みの方法等について検討するとともに、段階選抜方式の試行を拡大
- ・技術評価点に優位な差がでるよう、求める技術提案の設定方法、評価方法について検討

高度技術提案評価型[仮称]

- ・より技術力を評価する観点から、予定価格の設定方法、技術提案の評価方法、点数の付与の方法、落札者の決定方法について検討
- ・適用件数拡大に向けた手続き期間の短縮、手続きの簡素化等について検討

③ 多様な発注方式の導入・普及に関する検討

検討事項

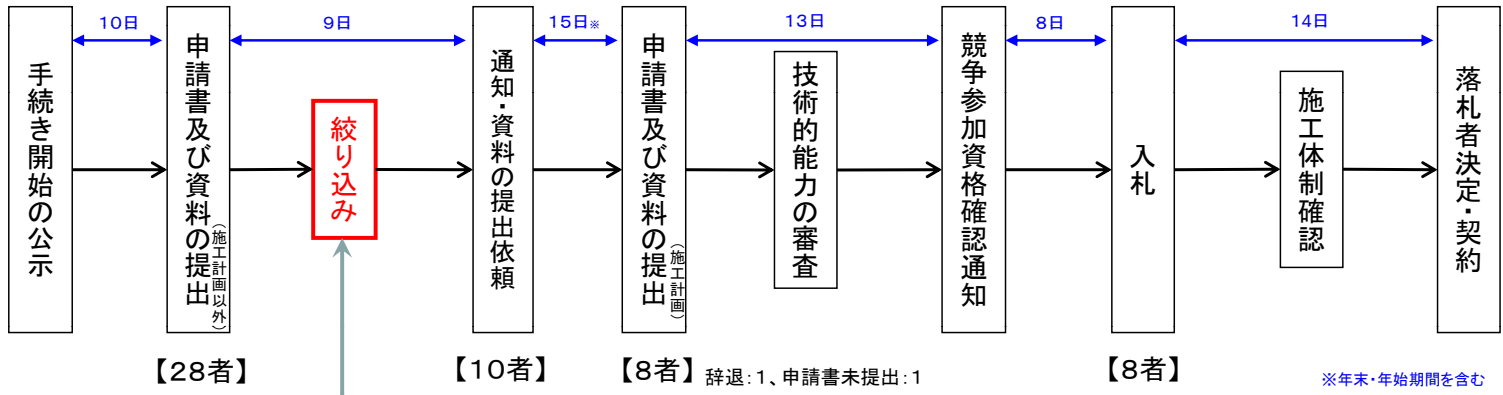
- (1) 段階選抜方式の試行
- (2) 事後審査方式の試行
- (3) 地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行
- (4) 特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行

(1) 段階選抜方式の試行

○工事概要

工事名	矢切函渠その8工事					地整	関東地整
工種	一般土木	総合評価	標準Ⅱ型	公示日	H22.12.3	契約日	H23.2.10
主な工事内容	函渠工事(L=90m)						

○手続きの流れ



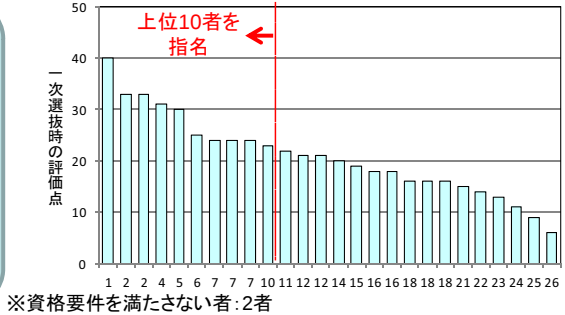
①絞り込みの方法

下記「絞り込みの項目」の評価点の合計値が、上位10者までに含まれる者を一次選定。

- ※1 他の競争参加資格を満たす参加者が10社に満たない場合は全社を選定
- ※2 10者目の評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む

②絞り込みの項目 (合計75点)

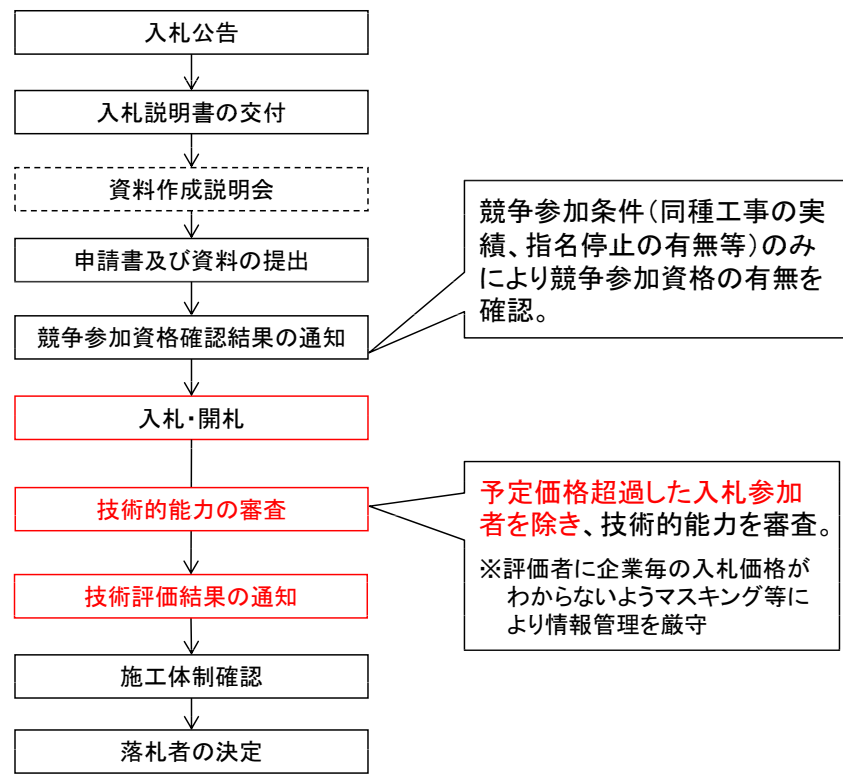
「企業の技術力(施工計画を除く)」(65点) 及び「企業の信頼性社会性」(10点)



(2) 事後審査方式の試行

技術審査・評価に係る事務量の軽減を図る観点から、総合評価落札方式における事後審査方式を試行。

事後審査方式を採用したフロー



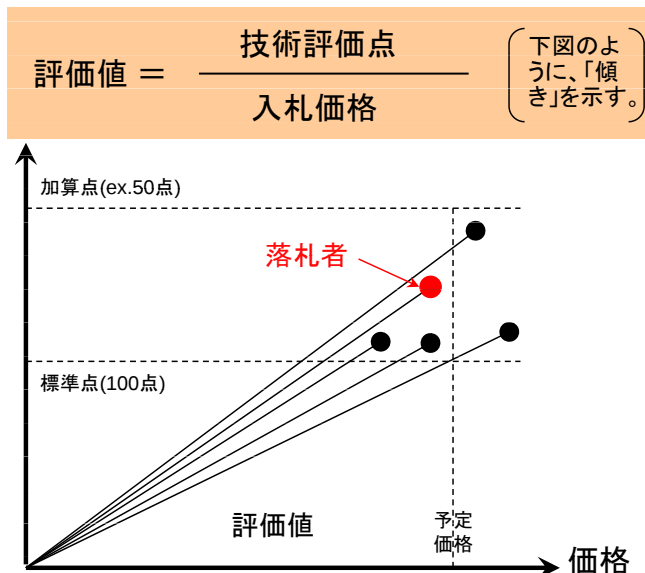
(3) 地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行

総合評価落札方式の技術評価において、元請企業だけでなく、下請企業や資材会社における地域への貢献度(災害対応への積極的参加等)等を適切に評価する「地元企業活用審査型総合評価落札方式」を試行。

平成23年度は、約60件で試行を予定。

【総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。



【地元企業活用審査型の技術評価項目】

技術評価項目

技術提案

工事の施工能力

地域精通度・貢献度

地域精通度(近隣地域での施工実績等)

地域貢献度(災害協定の締結・活動実績等)

地元調整が多く必要な工事における地元事情に精通している地元企業の下請業者等としての活用の度合い

- ・下請企業の近隣地域での施工実績
- ・下請企業の社会的貢献に係る表彰
- ・地元(優良)資材会社の活用の度合い等

(4) 特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行

○専門工事業の技術力が工事全体の品質確保に大きな影響を及ぼすと思われる工事において、入札参加者に加えて、**入札参加者が受注者となった場合に想定される専門工事業者の技術力も評価**する総合評価落札方式を試行。

平成23年度は、約10件で試行を予定。

【対象工事】

・**法面処理工、杭基礎工、地盤改良工又は海上工事**(海上工事については、いずれかの工種に限る)のいずれかを含む専門工事(特定専門工事)が、工事全体に占める重要度が高い工事

【評価項目】

・評価項目は、**特定専門工事部分とそれ以外とに分けて設定**

➤技術評価点(加算点)の配点割合(イメージ)

(標準Ⅰ型)

加算点(70点)		施工体制審査点(30点)
技術提案(50点)	施工能力等(20点)	
特定専門工事に係る技術提案	特定専門工事業者 ・施工実績 ・配置予定技術者等	

加算点全体の50%未満

【配点割合】

・特定専門工事部分に係る加算点の割合は、施工体制評価点を除く**加算点全体の50%未満となる範囲**で、工事全体に占める特定専門工事部分の重要度に応じて適切に設定

【審査・評価方法の留意点】

・**特定専門工事部分についての技術提案を求める**
 ・原則として、入札参加者(元請)及び**特定専門工事業者**双方の配置予定技術者より**ヒアリングを実施**
 ※特定専門工事業者のヒアリングへの同席は、任意の協力によるものとする

【その他】

・特定専門工事業者の選定や特定専門工事部分の施工等について、**落札者(元請)の責任において行われるもの**
 ・やむを得ない場合を除き、特定専門工事業者の変更を認めるものではない

国土入企第13号
財計第2236号
平成23年8月25日

各省各庁の長

あて

法人所管大臣

国土交通大臣

財 務 大 臣

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

公共工事の入札及び契約については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）や公共工事の入札契約を巡る最近の状況を踏まえ、不断の見直しを行い、改善をしていくことが求められています。

特に、各発注者は、入札契約の適正化を図るため、法第4条及び第5条（特殊法人等にあつては法第6条で準用する法第4条及び第5条。以下同じ。）の規定による情報の公表を適切に行い、また、法第16条に基づいて、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定。以下「指針」という。）に従って必要な措置を講ずるよう努めることにより、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、公正な競争の確保、談合その他の不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保を図らなければなりません。

しかしながら、本年1月に公表した法及び指針の措置状況調査の結果によると、一部の発注者においては、法による義務付け事項であるにもかかわらず、未措置事項があるとともに、指針に従って措置を講ずる努力義務のある事項についても、その実施が不十分な事項が見受けられる者があります。

また、地域の建設企業の減少・小規模化や建設投資の減少に伴って、社会資本等の維持管理、除雪、災害応急対応等の事業の担い手確保が困難となるおそれがあること、

また、公共工事全体としては低価格入札が増加していることなど、入札契約を巡る最近の状況を踏まえ、去る８月９日、別添のとおり、指針の一部改正が閣議決定されたところであり、各発注者は、法第１６条に基づき、改正後の新たな指針に従って公共工事の入札及び契約の適正化に努めることが求められています。

このため、各発注者におかれては、上記の措置状況調査の結果及び今般の指針改正の趣旨を踏まえ法による義務付け事項のうち未実施のものについて、速やかに措置を講ずるとともに、法第１８条に基づき、特に取り組む必要があると認められる次のⅠ以下に掲げる措置を速やかに講ずるよう要請します。

独立行政法人、特殊法人等を所管する大臣におかれては、入札及び契約の一層の適正化が進むよう、所管法人に対しても法の遵守並びに指針及び本要請に沿った取組の徹底をお願いします。

Ⅰ．緊急に措置に努めるべき事項

次の事項は、法第１６条に基づく努力義務のある事項を定めた指針の中でも、特に緊急に措置に努めるべき事項であり、各発注者は、公共工事の入札及び契約の適正化が各発注者を通じて統一的、整合的に行われることによって、初めて公共工事に対する国民の信頼が確保しうるものであることを踏まえて、速やかにそれぞれの措置を講ずるようお願いします。

１．地域維持型契約方式

地域の建設企業は、社会資本等の維持管理、除雪、災害応急対応等の事業（以下「地域維持事業」という。）を行っており、地域社会の維持に不可欠な役割を担っているが、建設投資の大幅な減少等に伴い、地域維持事業を担ってきた地域の建設業者の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねない。地域の維持管理は将来にわたって持続的に行われる必要があり、入札及び契約の方式においても担い手確保に資する工夫が必要である。

このため、担い手確保のための入札及び契約の方法における工夫の必要性を把握する観点から、地域維持事業の担い手の実情を調査するとともに、地域維持事業に係る経費の積算において、事業の実施に要する経費を適切に費用計上すること。また、地域維持事業の担い手確保が困難となるおそれがある場合には、仕組みの詳細は検討中であるが、地域の実情に応じ、適正な予算執行に留意しつつ、複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や、複数年の契約単位など、一の契約の対象を従来よりも包括的に発注するとともに、迅速かつ確実に現場へアクセスする

ことが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設業者で構成される建設共同企業体等を実施主体として活用する地域維持型の契約方式を、適切に活用すること。

2. ダンピング対策の強化

近年、公共工事全体としては、低入札価格調査基準価格（特殊法人等にあつては最低制限価格を含む。以下同じ。）を下回る入札のあった工事の割合が急増しているが、いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底など、公共工事の品質確保に支障が生じかねないことに加え、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。また、施工監督の強化など行政コストの増大を招くおそれがある。

このため、低入札価格調査制度（特殊法人等にあつては最低制限価格制度を含む。以下同じ。）を適切に活用し、ダンピング受注の排除を徹底すること。具体的には、低入札価格調査基準価格について、平成23年4月に改正された「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を踏まえた算定方式の改定等により適切に見直すこと。また、低入札価格調査制度の調査要領の策定・公表を推進するとともに、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の具体的な判断基準の明確化、調査結果の公表等により、適切な調査の実施と透明性を確保すること。

低入札価格調査基準価格及び契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の具体的な判断基準については、公共工事の品質の確保、建設業の健全な発達に支障を来たさないよう適切に見直すこと。

また、ダンピング受注防止の観点から、入札時において、工事費内訳書の提出を求めること。

あわせて、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、工事の重点監督の実施、建設業許可行政庁の立入調査との連携、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引上げ、前払金支払割合の引下げ等の措置を行うこと。

3. 予定価格等の事前公表の見直し

特殊法人等にあつては、予定価格及び低入札価格調査基準価格について、事前公表により弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表を取りやめ、契約締結後の公表とすること。

この際、入札前に入札関係職員から予定価格又は低入札価格調査基準価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入する等、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。

4. 予定価格の適切な設定

予定価格の設定に当たっては、資材等の最新の実勢価格を適切に反映させるとともに、必要に応じ、見積りを活用した積算方式の活用を図りつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費を適切に計上すること。

特に、いわゆる歩切りによる予定価格の切り下げは、予定価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）により取引の実例価格等を考慮して適正に定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを行わないこと。

5. 一般競争入札等の活用に必要な条件整備

公共工事の入札及び契約の方法、とりわけ一般競争入札の活用に伴う諸問題に対応するため、定期の競争参加資格審査において、工事成績等の実績を適切に評価した発注者別評価点の導入を図るとともに、不良・不適格業者を競争参加資格審査において除外すること。また、個別工事の発注に当たっては、一定の資格等級区分内の者による競争を確保するとともに、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく中小企業者に関する国等の契約の方針も踏まえ、適切な競争参加条件（過去の工事实績及び成績、地域要件等）を設定するなど、必要な条件整備を適切に講じること。地域要件の活用については、恣意性を排除した整合的な運用を確保する観点から、各発注者が予め運用方針を定めるものとする。

入札ボンドについて、市場機能の活用により、契約履行能力が著しく劣る建設企業の排除やダンピング受注の抑制等を図る観点から、「入札ボンド制度の対象工事の拡大等について」（平成22年5月20日付け国総入企第2号）でお願いしたところにより、その積極的な活用と対象工事の拡大を進めること。また、資格審査及び監督・検査の適正化並びにこれらに係る体制の充実、事務量の軽減等を図ること。

6. 総合評価落札方式における手続の合理化及び透明性の確保

総合評価落札方式で入札を行う工事については、技術提案やその審査及び評価が必要であるが、競争参加者が特に多いため入札段階における発注者及び競争参加者双方のこれらの手続コストが増大しているものについては、必要に応じ、簡易な技術提案等で詳細な技術提案を求める者を選定する段階審査により落札者を決定する方式を活用し、双方の事務量の軽減と、適正な審査の確保を図ること。

総合評価落札方式は、発注者による技術提案の審査・評価に透明性・公正性の確保が特に求められることから、評価項目等を適切に設定するとともに、技術提案の評価結果について、その点数及び内訳の公表に加えて、「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について」（平成22年4月9日付

け国地契第2号、国官技第9号、国営計第5号）を参考に、具体的な評価内容を当該提案企業に対して通知するなどの措置を講ずること。

7. 公共工事標準請負契約約款に基づく変更契約の締結の促進等

平成22年7月の中央建設業審議会で改正され、「公共工事標準請負契約約款の実施について」（平成22年7月26日付け国土交通省中建審第1号）をもって各発注機関あて勧告された公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿って、できる限り速やかに貴職発注工事に係る請負契約約款の改正を行うこと。また、工事内容の変更等が必要となり、工事費用に変動が生じた場合には、施工に必要な費用が適切に確保されるよう、同約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結すること。その際には、契約変更手続の透明・公正性の向上及び迅速化のため関係者が一堂に会して契約変更の妥当性等の審議を行う場（設計変更審査会等）の設置・活用を図ること。このほか、現場で発生した問題に迅速に対応する取組（ワンデーレスポンス等）や、発注者、設計者及び施工者の三者間の情報共有等の取組（三者会議等）についても推進を図ること。

8. 談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）の趣旨及び近年の動向を踏まえ、各般の措置を総合的に講ずることにより、不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。

このような観点から、職員に対する教育、研修等を適切に行うとともに、入札及び契約の過程並びに契約の内容について審査及び意見の具申等を行う入札監視委員会等の第三者機関の設置をはじめ、必要な対策の実施に積極的に取り組むこと。

また、談合情報を得た場合の取扱要領（談合情報対応マニュアル）の策定・充実及び公表を推進することと併せて、談合情報対応のための内部における連絡・報告体制等を整備すること。

併せて、工事費内訳書の確認、入札結果の事後的・統計的分析の活用など入札契約過程の監視の強化に必要な取組を実施することにも努めること。

II. 継続的に措置に努めるべき事項

次の事項は、I. に掲げる事項のほか、法第16条に基づいて措置を講ずるよう努めなければならない事項であり、それぞれの趣旨を踏まえて、速やかに措置を講

ずるようお願いします。

1. 一般競争入札の適切な活用

一般競争入札の活用にあたっては、I. 5. のとおり、競争条件の整備を適切に行うこと。また、一般競争入札の適用範囲を適切に設定すること。

2. 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式の導入を図るとともに、対象工事の考え方を設定することによりその適切な活用を図ること。

また、建設企業の技術開発を促進し、併せて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な場合においては、工事の規模・態様に応じ、例えば、設計・施工一括発注方式又は詳細設計付発注方式などの発注方式の活用や、V E方式等を通じた民間の技術提案の積極的な活用を検討すること。

3. 指名停止措置等の適正な運用の徹底

談合等不正行為を行った者に対しては、指名停止措置の適切な運用により厳正に対処すること。指名停止措置については、客観的な実施を担保するため、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」及び「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申し合わせ」に沿って、あらかじめ指名停止基準を策定し公表するとともに、その適切な運用を図ること。

また、談合等不正行為の抑止を図る観点から、談合等不正行為があった場合における受注者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約する違約金特約条項を適切に付すること。違約金の額は、裁判例等を基準とした合理的な根拠に基づく金額とすること。

4. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

法第4条及び第5条の規定により、情報の公表を行わなければならない事項に加え、競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点又は当該点数と工事成績その他の各発注者による評点の合計点数、等級区分を定めている場合の区分の基準を公表すること。

I. 8. の第三者機関の設置・運営について明確に定め、これを公表するとともに、その活動状況に関する必要な資料を公表するなど透明性の確保を図ること。また、入札及び契約に係る苦情を中立・公正に処理する仕組みを整備すること。

入札及び契約に関する情報の公表の際には、透明性の向上を図る観点から、インターネットの活用を積極的に図ること。

5. 適正な施工の確保

適正な施工体制の確保のためには、現場の施工体制を把握し、適切に点検を行うことが重要である。このため、公共工事の監督・検査の充実と併せて、受注者による施工体制台帳の提出及び施工体系図の適切な掲示を徹底し、施工体制台帳等の活用マニュアルを参考に適正な施工体制の確保に努めること。

また、施工能力の乏しい不良・不適格業者の排除の徹底を図るため、施工体制把握のための要領、工事の監督・検査基準等の策定及び公表を推進すること。

発注者支援データベースを積極的に活用し、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者の工事現場への専任を的確に確認すること。

6. 不良・不適格業者の排除

建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険・労働保険に関する法令を含む）を遵守しない企業やペーパーカンパニー、適切な施工が行い得ない企業などの不良・不適格業者については、建設業許可行政庁等と相互に連携し、公共工事からの排除に向けた取組の徹底を図ること。

暴力団員が実質的に経営を支配している企業やこれに準ずる企業（暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している企業など）が公共工事からの的確に排除されるよう、警察当局と協定を締結し、これに基づき相互通報体制の確立や定期会議の開催などを通じて、緊密な連携の下に十分な情報交換等を行うとともに、公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用を図ること。また、受注者に対し、暴力団員等による公共工事への不当介入があった場合における警察本部及び発注者への通報・報告等を徹底すること。

7. 電子入札の導入

電子入札システムの導入について、談合等の不正行為の防止、事務の簡素化や入札に要する費用の縮減、競争に参加しようとする者の利便性の向上等の観点から、可能な限り速やかにその導入を図ること。

8. 発注者としての体制の補完

学校建物等の耐震化事業など、短期間に複数の事業を並行的に実施しなければならない場合や、関係者間の調整が特に円滑に行われなければならない場合には、必要に応じてCM（コンストラクション・マネジメント）方式等外部機関による支援の活用を積極的に進めることにより、発注者としての体制の補完を図ること。

Ⅲ. 情報の公表を行わなければならない事項

次の事項は、法第4条及び第5条の規定により、情報の公表を行わなければならない事項であり、公表が行われていない場合は、速やかに必要事項の公表を行って下さい。

1. 当該年度の公共工事の発注見通しに関する事項（変更後のものを含む。）（法第4条）
2. 入札・契約の過程に関する事項（法第5条第1号）
 - ① 入札に参加した者の商号・名称、入札金額
 - ② 落札者の商号・名称、落札金額
 - ③ 入札参加者の資格を定めた場合における当該資格
 - ④ 指名した者の商号・名称
 - ⑤ その他公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）で定める入札・契約の過程に関する事項
3. 公共工事の契約内容（法第5条第2号）
 - ① 契約の相手方の商号・名称
 - ② その他政令で定める公共工事の契約内容に関する事項

総行第 126 号
国土入企第 14 号
平成 23 年 8 月 25 日

各都道府県知事 あて
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各都道府県議会議長 あて
(議会事務局扱い)
各政令指定都市市長 あて
(契約担当課扱い)
各政令指定都市議会議長 あて
(議会事務局扱い)

総 務 大 臣

国 土 交 通 大 臣

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

公共工事の入札及び契約については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「法」という。）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）や公共工事の入札及び契約を巡る最近の状況を踏まえ、不断の見直しを行い、改善をしていくことが求められています。

特に、地方公共団体の長は、入札及び契約の適正化を図るため、法第 7 条及び第 8 条の規定による情報の公表を適切に行い、また、法第 16 条に基づいて、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定。以下「指針」という。）に従って必要な措置を講ずるよう努めることにより、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、公正な競争の促進、談合その他の不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保を図らなければなりません。

しかしながら、本年 1 月に公表した法及び指針の措置状況調査の結果によると、地

方公共団体のなかには、法による義務付け事項であるにもかかわらず、未措置事項があるとともに、指針に従って措置を講ずる努力義務のある事項についても、その実施が不十分な事項が見受けられる団体があります。

また、地域の建設企業の減少・小規模化や建設投資の減少に伴って、社会資本等の維持管理、除雪、災害応急対応等の事業の担い手確保が困難となるおそれがあることや、低価格入札が増加していることなど、入札及び契約を巡る最近の状況を踏まえ、去る8月9日、別添のとおり、指針の一部改正が閣議決定されたところであり、各発注者は、法第16条に基づき、改正後の新たな指針に従って公共工事の入札及び契約の適正化に努めることが求められています。

このため、各地方公共団体におかれては、上記の措置状況調査の結果及び今般の指針改正の趣旨を踏まえ、法による義務付け事項のうち未実施のものについて、速やかに措置を講ずるとともに、地域の実情等を踏まえて、全体として着実に入札及び契約の適正化が進むよう、法第18条に基づき、特に取り組む必要があると認められる次のⅠ以下に掲げる措置を速やかに講ずるよう要請します。

各都道府県におかれては、入札及び契約の一層の適正化が進むよう、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対して、法の遵守並びに指針及び本要請に沿った取組の徹底をお願いします。また、所管の法人（市区町村所管のものを含む。）に対する法及び指針に沿った取組の要請についてもよろしくお取り計らい下さい。

Ⅰ．緊急に措置に努めるべき事項

次の事項は、法第16条に基づく努力義務のある事項を定めた指針の中でも、特に緊急に措置に努めるべき事項であり、各地方公共団体の長は、公共工事の入札及び契約の適正化が各発注者を通じて統一的、整合的に行われることによって、初めて公共工事に対する国民の信頼が確保しうるものであることを踏まえて、速やかにそれぞれの措置を講ずるようお願いします。

1．地域維持型契約方式

地域の建設企業は、社会資本等の維持管理、除雪、災害応急対応等の事業（以下「地域維持事業」という。）を行っており、地域社会の維持に不可欠な役割を担っているが、建設投資の大幅な減少等に伴い、地域維持事業を担ってきた地域の建設企業の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねない。地域の維持管理は将来にわたって持続的に行われる必要が

あり、入札及び契約の方式においても担い手確保に資する工夫が必要である。

このため、地域維持事業の担い手の実情を調査し、担い手確保のための入札及び契約の方法における工夫が必要な地域が生じるおそれがないかを把握するとともに、地域維持事業に係る経費の積算において、事業の実施に要する経費を適切に費用計上すること。

また、地域維持事業の担い手確保が困難となるおそれがある場合には、仕組みの詳細は検討中であるが、地域の実情に応じ、複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や、複数年の契約単位など、一の契約の対象を従来よりも包括的に発注するとともに、実施主体は、迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設企業とし、必要に応じ、当該建設企業で構成される建設共同企業体等を活用する地域維持型の契約方式を、適切に活用すること。

2. ダンピング対策の強化

近年、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格を下回る入札のあった工事の割合が急増しているが、いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底など、公共工事の品質確保に支障が生じかねないことに加え、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。また、施工監督の強化など行政コストの増大を招くおそれがある。

このため、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に活用し、ダンピング受注の排除を徹底すること。具体的には、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、平成23年4月に改正された「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を踏まえた算定方式の改定等により適切に見直すこと。

また、低入札価格調査制度において、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を低入札価格調査基準価格に近づけ、これによって契約内容に適合した履行がされないおそれがある者を適切に排除することにより、制度の実効ある運用を確保すること。この際、低入札価格調査制度の調査要領の策定・公表及び調査結果の公表等により、適切な調査の実施と透明性を確保すること。なお、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる公共工事に係る入札については、最低制限価格制度は活用できないこととされていることに留意して運用するものとする。

また、ダンピング受注防止の観点から、入札時において、工事費内訳書の提出を求めること。

あわせて、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、工事の重点監督の実施、建設業許可行政庁の立入調査との連携、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引上げ、前払金支払割合の引下げ等の措置を行うこと。

3. 予定価格等の事前公表の見直し

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設企業が受注する事態が生じるなど、建設企業の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表は取りやめ、契約締結後の公表とすること。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとする。

この際、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入する等、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。

4. 予定価格の適切な設定

予定価格の設定に当たっては、資材等の最新の実勢価格を適切に反映させるとともに、必要に応じ、見積りを活用した積算方式の活用を図りつつ、実際の施工に要する経費を適切に計上すること。

特に、いわゆる歩切りによる予定価格の切り下げは、予定価格が財務規則等により取引の実例価格等を考慮して適正に定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを行わないこと。

5. 一般競争入札等の活用に必要な条件整備

公共工事の入札及び契約の方法、とりわけ一般競争入札の活用に伴う諸問題に対応するため、定期の競争参加資格審査において、工事成績や地域貢献を重視した発注者別評価点の導入を図るとともに、不良・不適格業者を競争参加資格審査の対象から除外すること。また、個別工事の発注に当たっては、一定の資格等級区分内の者による競争を確保するとともに、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく中小企業者に関する国等の契約の方針の趣旨も踏まえ、適切な競争参加条件（過去の工事成績及び成績、地域要件等）を設定するなど、必要な条件整備を適切に講じること。地域要件の活用については、恣意性を排除した整合的な運用を確保する観点から、各発注者が予め運用方針を定めるものとする。

入札ボンドについて、市場機能の活用により、契約履行能力が著しく劣る建設企業の排除やダンピング受注の抑制等を図る観点から、「入札ボンド制度の導入について」（平成22年6月1日付け総行第139号）で送付し、「入札ボンド制度の対象工事の拡大等について」（平成22年6月8日付け国総入企第10号）でお願いしたところにより、国と連携して、その積極的な活用と対象工事の拡大を進めること。また、資格審査及び監督・検査の適正化並びにこれらに係る体制の充実、事務量の軽減等を図ること。

6. 総合評価落札方式における手続の合理化及び透明性の確保

総合評価落札方式で入札を行う工事のうち、競争参加者が特に多いため入札段階における発注者及び競争参加者双方の手続コストが増大しているものについては、必要に応じ、まず簡易な技術提案等を求めて、詳細な技術提案を求める者を選定し、その中から落札者を決定する段階審査方式を活用し、双方の事務量の軽減と技術提案の審査精度の向上を図るなど、手続の合理化を図ること。また、小規模な市町村等においては、都道府県が落札者決定基準等について意見を聴くために委嘱した者を活用するなどにより、事務負担の合理化を図ること。

総合評価落札方式は、発注者による技術提案の審査・評価に透明性・公正性の確保が特に求められることから、評価項目等を適切に設定するとともに、技術提案の評価結果について、その点数及び内訳の公表に加えて、「公共工事の入札における総合評価方式の透明性の確保等について」（平成22年4月9日付け国総入企第1号）でお願いしたところにより、具体的な評価内容を当該提案企業に対して通知するなどの措置を講ずること。

7. 公共工事標準請負契約約款に基づく変更契約の締結の促進等

平成22年7月の中央建設業審議会で改正され、「公共工事標準請負契約約款の実施について」（平成22年7月26日付け国土交通省中建審第1号）をもって各発注機関あてに勧告された公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿って、できる限り速やかに貴団体発注工事に係る請負契約約款の改正を行うこと。また、工事内容の変更等が必要となり、工事費用に変動が生じた場合には、施工に必要な費用が適切に確保されるよう、同約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結すること。その際には、契約変更手続の透明・公正性の向上及び迅速化のため関係者が一堂に会して契約変更の妥当性等の審議を行う場（設計変更審査会等）の設置・活用を図ること。このほか、現場で発生した問題に迅速に対応する取組（ワンデーレスポンス等）や、発注者、設計者及び施工者の三者間の情報共有等の取組（三者会議等）についても推進を図ること。

8. 談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）の趣旨及び近年の動向を踏まえ、入札に関する情報管理の徹底や、職員のコンプライアンスの徹底など各般の措置を総合的に講ずることにより、不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。

このような観点から、職員に対する教育、研修等を適切に行うとともに、入札及び契約の過程並びに契約の内容について審査及び意見の具申等を行う入札監視委員会等の第三者機関の設置をはじめ、必要な対策の実施に積極的に取り組むこと。

また、談合情報を得た場合の取扱要領（談合情報対応マニュアル）の策定・充実及び公表を推進することと併せて、談合情報対応のための内部における連絡・報告体制等を整備すること。

併せて、工事費内訳書の確認、1位不動の状況など入札結果の事後的・統計的分析の活用など入札契約過程の監視の強化に必要な取組を実施することにも努めること。

II. 継続的に措置に努めるべき事項

次の事項は、I. に掲げる事項のほか、法第16条に基づいて措置を講ずるよう努めなければならない事項であり、それぞれの趣旨を踏まえて、速やかに措置を講ずるようお願いします。

1. 一般競争入札の適切な活用

一般競争入札を未導入の地方公共団体においては、速やかにその導入を図ること。また、一般競争入札を導入済の団体においては、一般競争入札の適用範囲を適切に設定すること。

なお、一般競争入札の導入・活用に当たっては、I. 5. のとおり、競争条件の整備を適切に行うこと。

2. 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式の導入を図るとともに、対象工事の考え方を設定することによりその適切な活用を図ること。

また、建設企業の技術開発を促進し、併せて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な場合においては、工事の規模・態様に応じ、例えば、設計・施工一括発注方式又は詳細設計付

発注方式などの発注方式の活用や、V E方式（注１）等を通じた民間の技術提案の積極的な活用を検討すること。

（注１） V E（バリューエンジニアリング）方式には、工事の入札段階で、施工方法等について技術提案を受け付け審査した上で、競争参加者を決定し、各競争参加者が提案に基づいて入札し、価格競争により落札者を決定する入札時V E方式や、契約後、受注者が施工方法等について技術提案を行い、採用された場合、当該提案に従って設計図書を変更するとともに、提案のインセンティブを与えるため、契約額の縮減額の一部に相当する金額を受注者に支払うことを前提として、契約額の減額変更を行う契約後V E方式などがある。

3. 指名停止措置等の適正な運用の徹底

談合等不正行為を行った者に対しては、入札参加資格停止措置の適切な運用により厳正に対処すること。指名停止措置については、客観的な実施を担保するため、あらかじめ指名停止基準を策定し公表するとともに、その適切な運用を図ること。また、当該基準については、指名停止の原因事由の悪質さの程度や情状、結果の重大性などに応じて適切な期間が設定されるよう、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」及び「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申し合わせ」、さらには「工事請負契約等に係る指名停止措置の適切な運用等について」（平成13年12月13日付け総行行第199号・国地契第45号総務省自治行政局行政課長・国土交通省大臣官房地方課長通知）を参考に、必要に応じ適宜見直すこと。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令等の時期を待たずして資格停止措置あるいは指名停止措置を講じることや、未だ停止措置要件には該当していないにもかかわらず、事実上の指名回避等を行うことについては、慎重に対応すること。

また、談合等不正行為の抑止を図る観点から、談合等不正行為があった場合における受注者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約する違約金特約条項を適切に付すること。違約金の額は、裁判例等を基準とした合理的な根拠に基づく金額とすること。

4. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

法第7条及び第8条の規定により、情報の公表を行わなければならない事項に加え、競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点又は当該点数と工事成績その他の各発注者による評点の合計点数、等級区分を定めている場合の区分の基準を公表すること。

I. 8. の第三者機関の設置・運営について明確に定め、これを公表するとともに、その活動状況に関する必要な資料を公表するなど透明性の確保を図ること。ま

た、入札及び契約に係る苦情を中立・公正に処理する仕組みを整備すること。

指名行為に係る発注者の恣意性を排除し、不正行為を未然に防止するため、指名競争入札における指名基準を策定・公表すること。なお、指名業者名については、談合を助長することのないよう、入札前には公表しないこと。

入札及び契約に関する情報の公表の際には、透明性の向上を図る観点から、インターネットの活用を積極的に図ること。

5. 適正な施工の確保

適正な施工体制の確保のためには、現場の施工体制を把握し、適切に点検を行うことが重要である。このため、公共工事の監督・検査の充実と併せて、受注者による施工体制台帳の提出及び施工体系図の適切な掲示を徹底し、施工体制台帳等の活用マニュアルを参考に適正な施工体制の確保に努めること。

また、施工能力の乏しい不良・不適格業者の排除の徹底を図るため、施工体制把握のための要領、工事の監督・検査基準等の策定及び公表を推進すること。

発注者支援データベースを積極的に活用し、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者の工事現場への専任を的確に確認すること。

6. 不良・不適格業者の排除

建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険・労働保険に関する法令を含む）を遵守しない企業やペーパーカンパニー、適切な施工が行い得ない企業などの不良・不適格業者については、建設業許可行政庁等と相互に連携し、公共工事からの排除に向けた取組の徹底を図ること。

暴力団員が実質的に経営を支配している企業やこれに準ずる企業（暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している企業など）が公共工事からの的確に排除されるよう、警察本部と協定を締結し、これに基づき相互通報体制の確立や定期会議の開催などを通じて、緊密な連携の下に十分な情報交換等を行うとともに、公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用を図ること。また、受注者に対し、暴力団員等による公共工事への不当介入があった場合における警察本部及び発注者への通報・報告等を徹底すること。

7. 電子入札の導入

電子入札システムの導入について、談合等の不正行為の防止、事務の簡素化や入札に要する費用の縮減、競争に参加しようとする者の利便性の向上等の観点から、可能な限り速やかにその導入を図ること。

8. 発注者としての体制の補完

学校建物等の耐震化事業など、短期間に複数の事業を並行的に実施しなければな

らない場合や、関係者間の調整が特に円滑に行われなければならない場合には、必要に応じてCM（コンストラクション・マネジメント）方式（注2）等外部機関による支援の活用を積極的に進めることにより、発注者としての体制の補完を図ること。

また、都道府県においては、技術者が不足している小規模な市町村等が発注関係事務を適切に実施できるよう、研修・説明・相談・技術者の派遣等を通じて、積極的に入札契約制度の改善の支援を行うこと。

（注2） CM方式とは、発注者の補助者・代行者であるコンストラクション・マネージャーが、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行う方式である。

Ⅲ. 情報の公表を行わなければならない事項

次の事項は、法第7条及び第8条の規定により、情報の公表が義務付けられている事項であり、公表が行われていない場合は、速やかに必要事項を公表して下さい。

1. 当該年度の公共工事の発注見通しに関する事項（変更後のものを含む。）（法第7条）
2. 入札及び契約の過程に関する事項（法第8条第1号）
 - ① 入札に参加した者の商号・名称、入札金額
 - ② 落札者の商号・名称、落札金額
 - ③ 入札参加者の資格を定めた場合における当該資格
 - ④ 指名した者の商号・名称
 - ⑤ その他公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）で定める入札及び契約の過程に関する事項
3. 公共工事の契約内容（法第8条第2号）
 - ① 契約の相手方の商号・名称
 - ② その他政令で定める公共工事の契約内容に関する事項

IV. その他公共工事の入札及び契約に関する留意事項

入札及び契約を通じて建設企業の健全な発展を図ることは、公共工事の適正な施工を確保する上で不可欠であることから、現下の建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、次の措置を適切に講ずるようお願いします。

1. 前払金・中間前払金の導入・拡大の促進

建設工事の元請業者において施工に必要な資金確保が円滑に行われなかった場合には、下請負人や労働者に対する不払や支払遅延を招きかねず、適正な施工体制の確保が困難となる結果、公共工事の品質に著しい支障が生じることとなることから、建設企業の資金繰りの円滑化を通じて適正な施工が確保されるよう、前払金・中間前払金の導入・拡大を図ること。

また、公共工事に要する材料費等を対象とした前払金の支払については、地域の建設業の経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあること、また、国土交通省直轄事業においては請負代金額の4割（東日本大震災の被災地にあっては5割）を支払対象としていることも踏まえ、材料費等として必要な経費の支弁を円滑化するため、適切な運用を図ること。また、上記の前払金に追加して支払う前払金（中間前払金）についても、材料費等の2割を超えない範囲において認められており、適切な対応を図ること。

2. 工事請負代金の支払手続の迅速化

完成検査及び出来高部分払方式を実施する事業における既済部分検査を迅速に実施するとともに、工事請負代金の支払手続の迅速化に努めること。

3. 地域建設業経営強化融資制度等の普及・拡大の促進

公共工事請負代金債権を譲渡担保に低利で融資を受けられる地域建設業経営強化融資制度について、未導入団体は早急にその導入を図るとともに、導入済団体についても債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努めること。

また、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金債権の保全を図る下請債権保全支援事業の周知を行うこと。